

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成23年 7月 8日提出
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 公俊
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山三丁目 6番 7号
【事務連絡者氏名】	阿部 一 連絡場所 東京都港区北青山三丁目 6番 7号
【電話番号】	03-5469-3587
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	明治安田グローバルバランスオープン
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託 受益証券の金額】	上限 1,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

明治安田グローバルバランスオープン（以下、「ファンド」といいます。）

愛称として「五穀豊穡」という名称を用いることがあります。

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

当初の1口当たり元本は、1円（1万口当たり元本金額1万円）です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

受益者が販売会社との間で結んだ自動継続投資契約（本届出書において「自動継続投資契約」とは、このファンドについて取得申込者と販売会社が締結する「自動継続投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動継続投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。以下「別に定める契約」ということがあります。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、当該収益分配の基礎となった決算日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除して得た1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

### (5)【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、2.1%（税抜2.0%）を上限として各販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額となります。

「税抜」における税とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額をいいます。（以下同じ。）

申込手数料につきましては、お申込みの販売会社または下記委託会社にお問合せください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

販売会社により、他のファンドの償還金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドをお申込みいただく場合には、その償還金額の範囲内（単位型投信においては、償還額と元本額のいずれか大きい額）で取得する部分については無手数料となる場合（償還乗換優遇制度）があります。また、一定の要件を満たした他のファンドの換金代金の範囲内での当ファンドの取得について、手数料率が優遇される場合（償還前乗換優遇制度）があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

### (6)【申込単位】

「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。

いずれのコースでも販売会社が定めるお申込単位となります。

自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

販売会社によりどちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問合せください。

さい。

(7)【申込期間】

平成23年7月9日(土曜日)から平成24年7月10日(火曜日)まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

申込取扱場所（販売会社）の照会先は以下のとおりです。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

販売会社と販売会社以外の取次会社が取次契約を結ぶことにより、当該取次会社がファンドの取扱いを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

(9)【払込期日】

申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額（申込代金）を、販売会社の指定した期日までに販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、当該申込みに係る追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

お申込代金は販売会社にお支払いください。

販売会社につきましては、「(8)申込取扱場所」をご参照下さい。

(11)【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

申込証拠金はありません。

本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

決算日

4月10日（休業日の場合は翌営業日）

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

明治安田グローバルバランスオープンは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。ファンドは、社団法人投資信託協会による分類方法において、「追加型投信 / 内外 / 資産複合」に商品分類され、属性は下記に区分されます。

「追加型投信 / 内外 / 資産複合」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドであり、目論見書または投資信託約款において、国内および海外の複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### < ファンドの属性およびその定義 >

- |                  |   |  |
|------------------|---|--|
| 1. 投資対象資産による属性区分 | : | <p>その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）資産配分変更型））</p> <p>目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信ではないその他資産である投資信託証券（親投資信託など）を通じて複数の資産（株式、債券）へ投資し、組入比率については機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。</p> |
| 2. 決算頻度による属性区分   | : | <p>年1回</p> <p>目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。</p>   |
| 3. 投資対象地域による属性区分 | : | <p>グローバル（日本含む）</p> <p>目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中には「日本」を含みます。</p>   |
| 4. 投資形態による属性区分   | : | <p>ファミリーファンド</p> <p>目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資する旨の記載があるものをいいます。</p>   |
| 5. 為替ヘッジによる属性区分  | : | <p>為替ヘッジなし</p> <p>目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。</p>  |

当ファンドが該当しないその他の商品分類および属性区分の定義等については、社団法人投資信託協会ホームページ（URL:<http://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

信託金の限度額：上限1,000億円

ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

##### (2)【ファンドの沿革】

平成13年4月11日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

平成21年4月1日 ファンドの名称を「明治ドレスナー・グローバルバランスオープン」から

「MDAMグローバルバランスオープン」に変更

平成22年10月1日 ファンドの名称を「MDAMグローバルバランスオープン」から

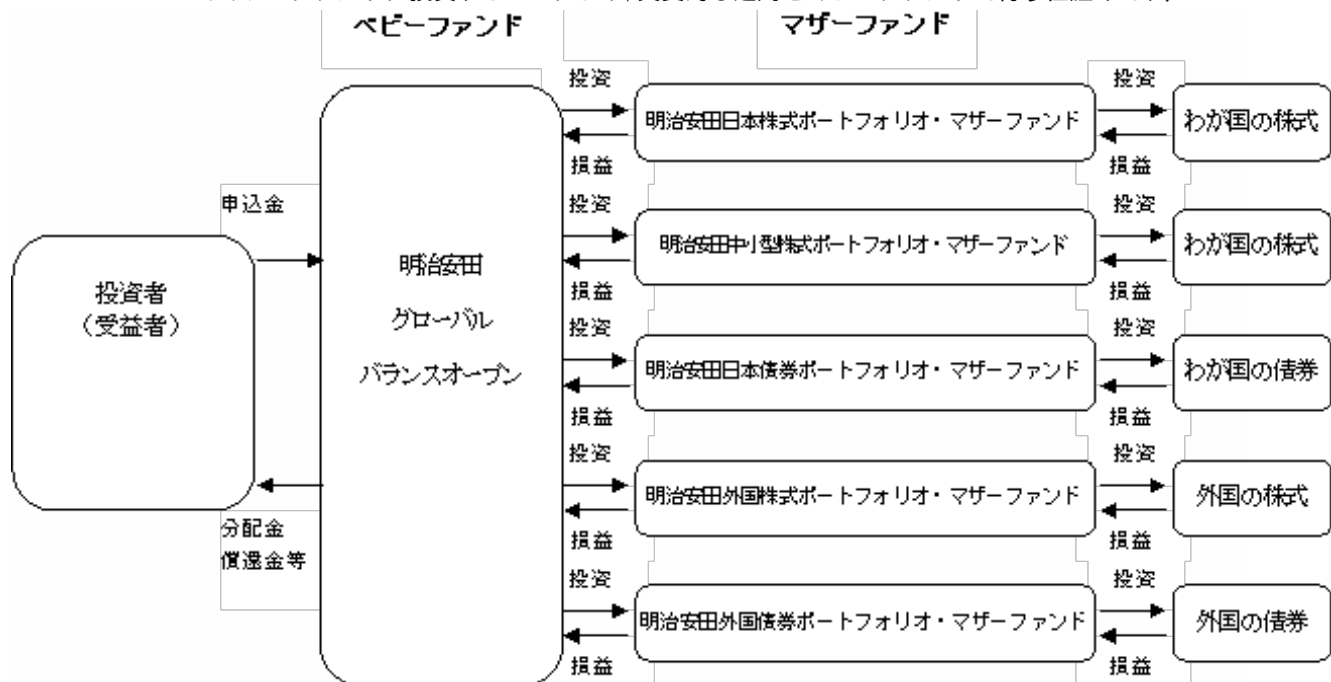
「明治安田グローバルバランスオープン」に変更

## (3)【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み

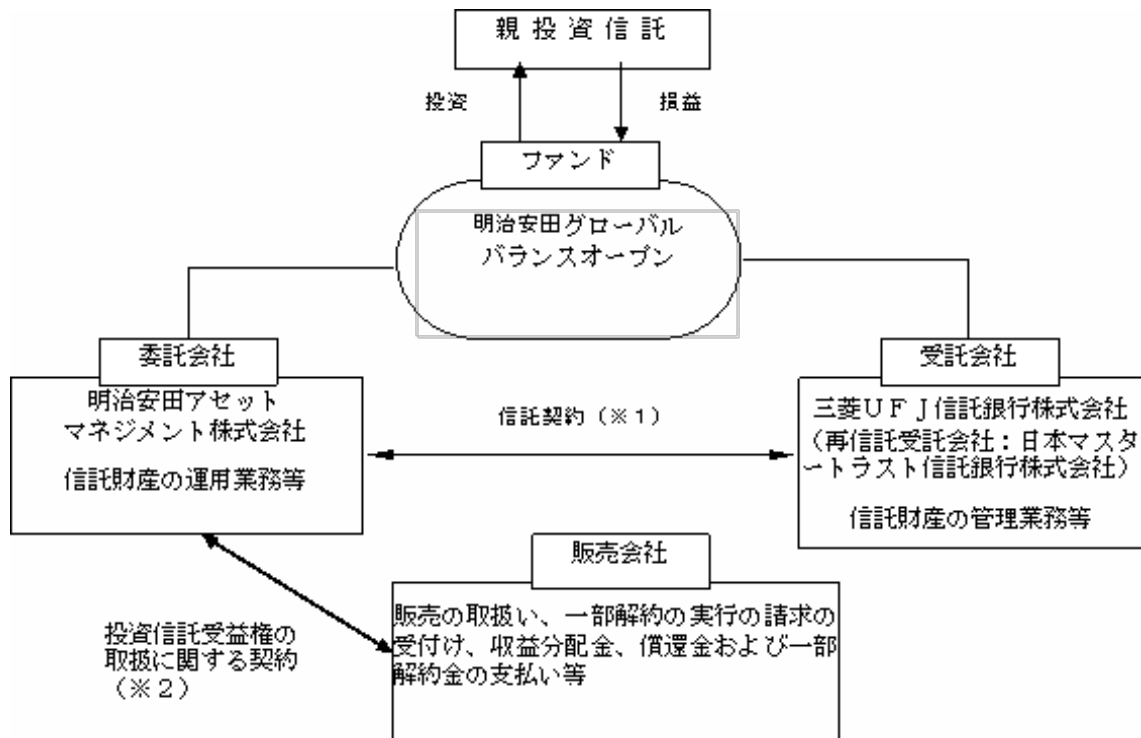
運用にあたってはファミリーファンド方式を採用し、主として「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド」および「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」の各受益証券に投資することにより、実質的な運用をマザーファンド（以下「親投資信託」ともいいます。）で行う仕組みになっています。

「ファミリーファンド方式」とは、お客様からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



## 委託会社等及びファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）： 明治安田アセットマネジメント株式会社  
信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。
2. 受託会社（受託者）： 三菱UFJ信託銀行株式会社  
信託財産の保管・管理業務等を行います。（受託者は信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。）
3. 販売会社  
ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受け付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。



## 1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

## 2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

## 委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在） 10億円

## 2. 委託会社の沿革

昭和61年11月： コスモ投信株式会社設立

平成10年10月： ディーアンドシーキャピタルマネージメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更

平成12年2月： 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更

平成12年7月： 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更

平成21年4月： 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更

平成22年10月： 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

## 3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	17,539株	92.86%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ アジア・パシフィック ゲー・エム・ベー・ハー	ドイツ, 80335 ミュンヘン ジーデルシュトラッセ 24 - 24a	1,261株	6.68%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	87株	0.46%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### (A) 運用方針

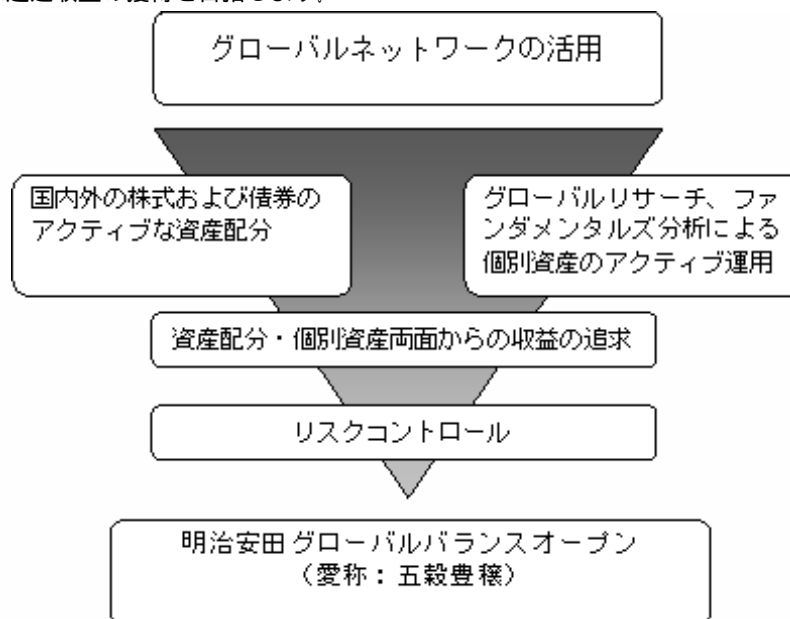
この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、運用を行います。

#### (B) 運用の形態等

各マザーファンドを通して、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券に分散投資し、資産配分と個別資産の運用の両方で安定的な収益の獲得を目指すアクティブ運用を行います。

#### (C) 投資態度

主として「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド」および「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」の各受益証券への投資を通じて、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券の資産配分をアクティブに行い、資産配分と個別資産の運用の両方で安定的な超過収益の獲得を目指します。



#### リサーチの特色

##### 1. リサーチの視点

- ・ファンダメンタルズリサーチを重視した運用により、株式・債券で市場を上回る収益獲得を目指します。経済・企業活動のグローバル化により世界の市場の統合度は高まりつつあり、グローバルな視点に基づくリサーチ・運用を重視しています。
- ・株式運用においては、国際銘柄比較を重視したグローバル・ベースのボトムアップ・リサーチ（企業調査）に付加価値の源泉を求め、成長性を持ちかつクオリティー（経営内容の質、財務体質等）の高い銘柄に投資します。
- ・債券運用においては、為替や金利の水準・期間構造の変化を生み出す中期的なマクロ経済トレンドの分析・予測に重点を置き、アクティブな国別配分、通貨配分、デュレーションの変更により付加価値の追求を行います。

##### 2. リサーチの体制

###### <グローバルリサーチ>

海外の調査・運用に関しては、ヨーロッパ、アメリカ、アジア/パシフィックをカバーするアリアンツ・グローバル・インベスターズグループのネットワークを活用します。

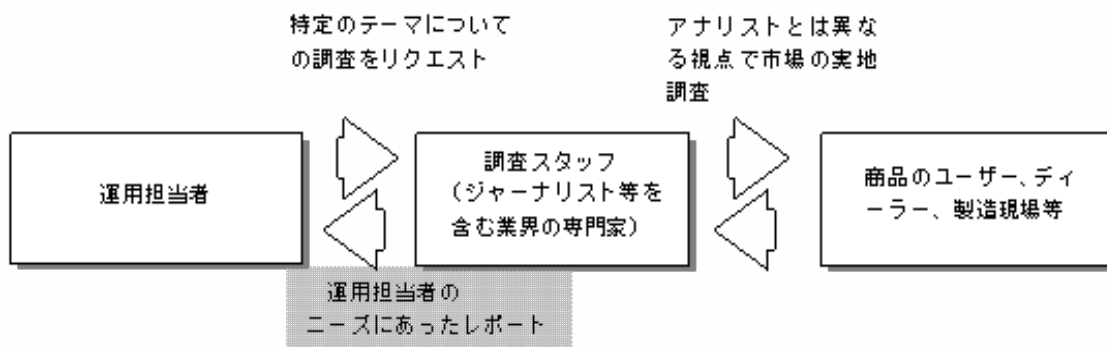


#### < グラスルーツリサーチ >

グラスルーツリサーチはアナリストおよびポートフォリオ・マネジャーの問題提起に基づき外部のリサーチャーを活用して、運用判断のサポートとなる特定の業界、製品、顧客動向等の調査を行うアリアンツ・グローバル・インベスターズグループのユニークなシステムで、グローバルな視点で競争環境や事業の発展など、現在及び将来の投資に影響を与える重要な情報収集を捉えることを目的とします。グラスルーツリサーチが厚みのある情報を提供します。

- ・アリアンツ・グローバル・インベスターズグループ独自の調査ネットワークです。
- ・運用担当者が調査テーマをリクエストします（調査の双方向性）。
- ・商品のユーザー、ディーラーあるいは製造現場の声を調査します。

（グラスルーツリサーチのイメージ）



※ グラスルーツリサーチは、通常ファンダメンタルズリサーチの補完的な位置付けであり、組入れる銘柄すべてについて行うわけではありません。

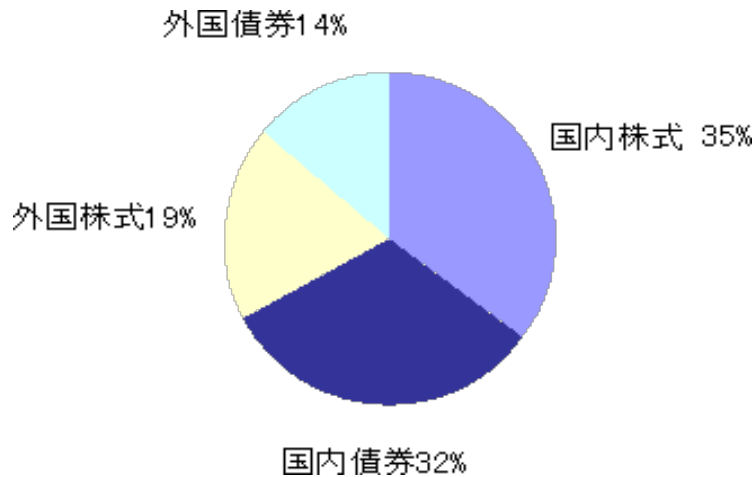
明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンドの基本資産配分の比率は、当社の投資プロセスに基づいて毎月見直します。

#### < 資産配分戦略の特徴 >

- ・国内外の株式および債券を投資対象とした分散投資を行います。各アセット・クラス間でアクティブに資産配分を行い、資産配分と個別資産の運用の両方で安定的な収益の獲得を目指します。
- ・当社のグローバル バランス運用は、3段階で付加価値を追求します。
  1. 日本株式、日本債券、外国株式、外国債券の各アセット・クラスの間で、リスクをコントロールしつつアクティブに配分を決定します。
  2. 株式運用プロセスは個別銘柄選択を重視し、国別・セクター別アロケーションはリスクコントロールとして位置づけます。
  3. 債券運用プロセスは、リスクをコントロールしつつ、ベンチマークに対する通貨・デュレーション・イールドカーブ ポジショニングを重視します。
- ・資産配分戦略（アセット・アロケーション）の決定  
アセット・アロケーションは、資産別各運用チームから提供される情報をもとに毎月投資政策委員会で協議され、決定されます。（相場急変時には臨時にアセット・アロケーションの変更を検討し、必要に応じて見直しを行います。）

#### < アセット・アロケーション > 標準的資産配分イメージ





(単位：%)

資産	標準的 資産配分比率	変動範囲
国内株式（明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド、 明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド）	35	± 15
国内債券（明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド）	32	± 15
外国株式（明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド）	19	± 10
外国債券（明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド）	14	± 10

標準的資産配分比率および変動範囲は、あくまでも資料作成時点において想定しているものであり、今後の経済・金融情勢動向により予告なく見直す場合があります。

TOPIX（東証株価指数）、NOMURA - BPI <総合指数>、MSCI - KOKUSAI 指数（円換算値）、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）を個別資産のベンチマークとします。

TOPIX（東証株価指数）は、日本国内の株式市場の動向を的確に表すために、株式会社東京証券取引所が公表する株価指数で、東京証券取引所第一部に上場されている全ての株式の時価総額を指数化したものです。TOPIXの指数値及びTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関する全ての権利及びTOPIXの商標に関する全ての権利は株式会社東京証券取引所が有します。また、同社は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

NOMURA - BPI総合指数は、日本国内で発行される公募固定利付債の流通市場動向を的確に表すために、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村證券株式会社の知的財産です。野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

MSCI - KOKUSAI指数は、MSCI Inc. が算出・公表している株価指数で、日本を除く世界主要国の株式市場の動きを捉える基準として広く認知されているものです。MSCI - KOKUSAI指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また、同社は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。なお、ドルベースの指数(配当込み、ヘッジなし)をもとに、わが国の対顧客電信売買相場の仲値を乗じて、委託会社において円換算値を計算しています。

シティグループ世界国債インデックスは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。シティグループ世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はシティグループ・グローバル・マーケット・インクに帰属します。また同社は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いませんが、市況動向等によっては一部為替ヘッジを行う場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## （参考）親投資信託の概要

## 「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド」

## 投資の基本方針

## 1 基本方針

この投資信託は、TOPIX（東証株価指数）を上回る投資成果をめざして運用を行います。

## 2 運用方法

## (1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

TOPIX500に含まれている銘柄を主要投資対象とします。

投資する銘柄数は、50前後を目安とします。

株式の組入比率は原則として高位を保ちます。

リサーチを最重要視しファンダメンタルズ分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォーマンスの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。

投資については、アナリストおよびポートフォリオ・マネジャーによるファンダメンタルズ分析、企業への訪問・ヒアリング、グラスルーツリサーチをベースとして、企業の成長性、クオリティーおよびバリュエーション（企業価値評価）を重視した銘柄選定を行います。

年金運用で培ったリスクコントロール手法を活用し、長期保有での資産価値の増大をめざした運用を行います。

## (3) 投資制限

株式への投資には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の15%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

信用取引を行います。

有価証券先物取引等を行います。

スワップ取引を行います。

有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行います。

## 「明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド」

## 投資の基本方針

## 1 基本方針

この投資信託は、わが国の中小型株式に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

## 2 運用方法

## (1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

おもにTOPIX500対象銘柄以外の銘柄を主要投資対象とします。

投資する銘柄数は、50～80程度を目安とします。

株式の組入比率は原則として高位を保ちます。

リサーチを最重要視しファンダメンタルズ分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォーマンスの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。

企業トップマネジメントとのミーティングを重視したボトムアップ・リサーチにグラスルーツリサーチを加え成長企業の発掘・選別を行います。（グラスルーツリサーチはアナリストおよびポートフォリオ・マネジャーの問題提起に基づき外部のリサーチャーを活用して、運用判断のサポートとなる特定の業界、製品、顧客動向等の調査を行

うアリアンツ・グローバル・インベスターズグループのユニークなシステムで、グローバルな視点での日本企業の活動分析にも力を発揮するリサーチ手法です。)

### (3) 投資制限

株式への投資には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の15%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

信用取引を行います。

有価証券先物取引等を行います。

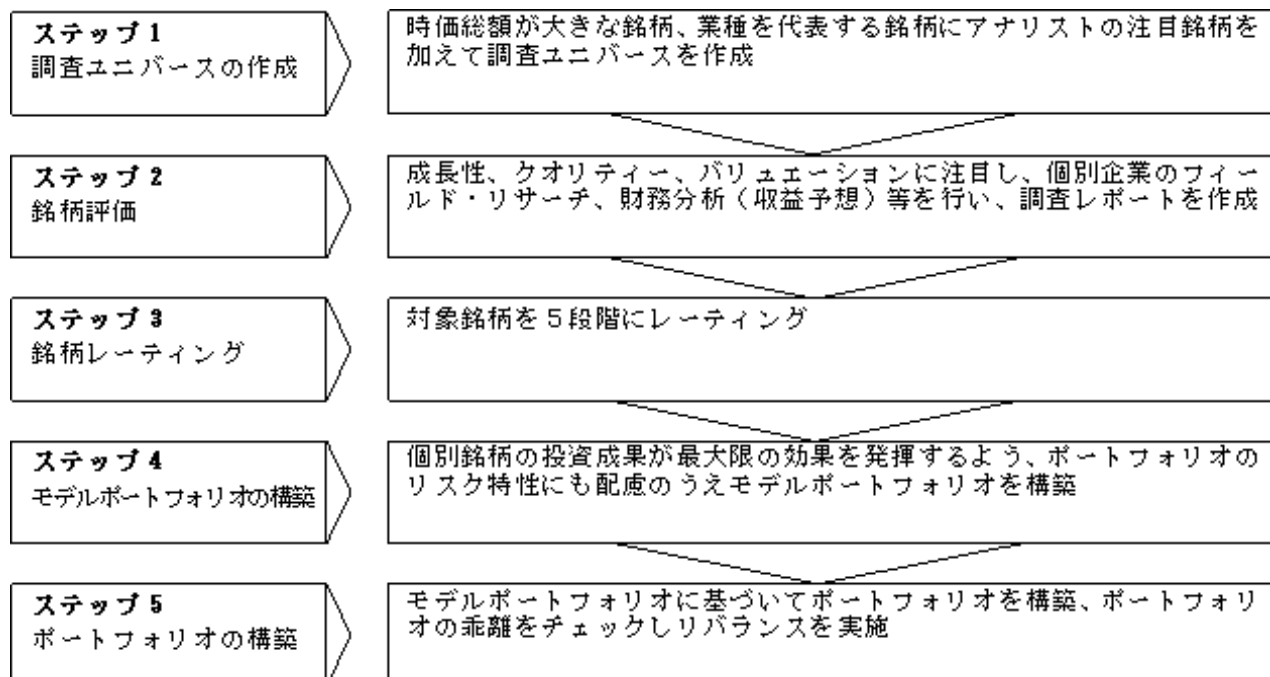
スワップ取引を行います。

有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行います。

「明治安田日本株式マザーファンド」、「明治安田中小型株式マザーファンド」を通しての国内株式運用の特色

- ・ T O P I X（東証株価指数）をベンチマークとして、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。
- ・ 運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。

#### 運用プロセスの概要



## 「明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド」

## 投資の基本方針

## 1 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

## 2 運用方法

## (1) 投資対象

邦貨建ての国債、政府保証債、地方債、利付金融債、社債等を主要投資対象とします。

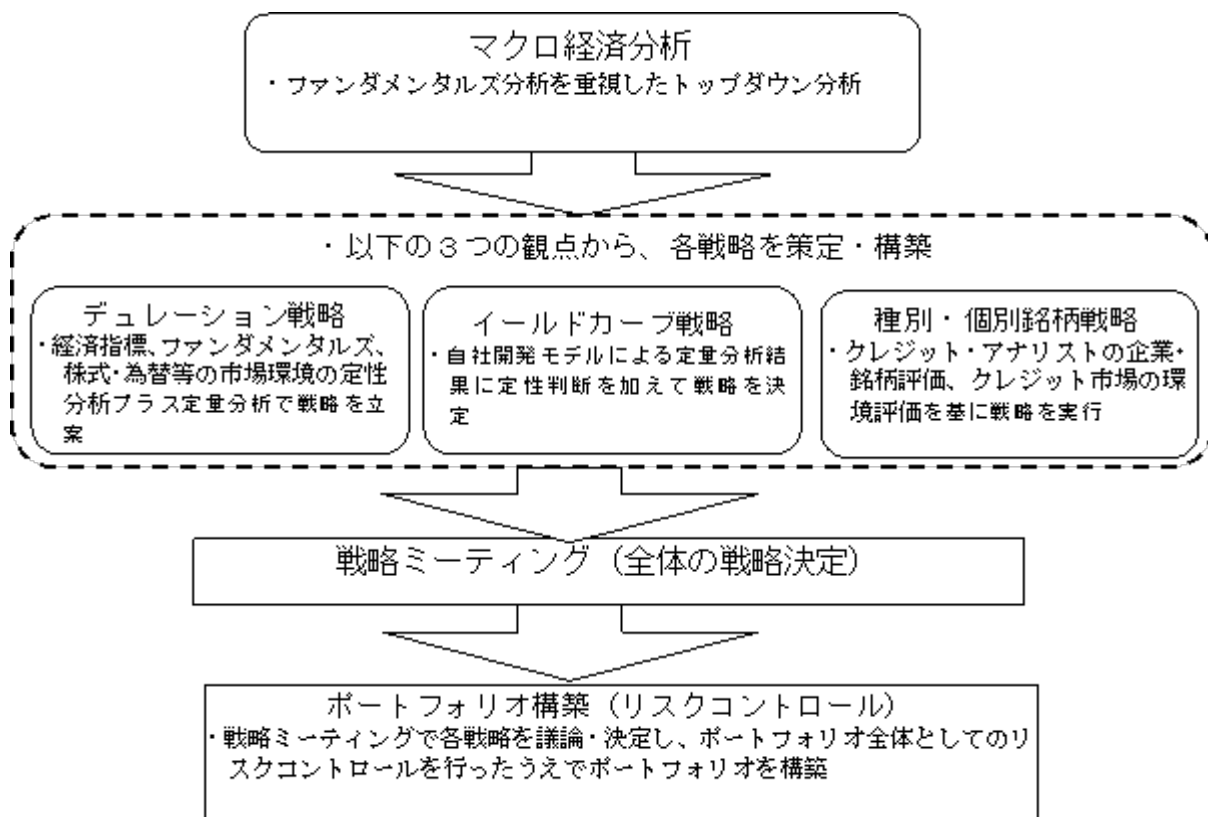
## (2) 投資態度

「NOMURA - BPI総合指数」をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。

信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付機関によるA格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると委託会社が判断した公社債に投資します。

格付けとは、債券などの元本および利息の支払能力などを専門的な第三者（格付会社）が評価した意見です。格付けが高い債券ほど安全性が高いとされています。一方、発行体にとっては格付けが高いほど有利な条件で発行ができるため、一般的に、格付けが高い債券ほど利回りは低く、格付けが低い債券ほど利回りは高くなります。

運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。



債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。

マクロ経済分析をベースとした金利の方向性予測等に基づき、市況動向やリスク分散等をも勘案して、デュレーションの調整、イールドカーブポジショニングのコントロールを行います。

公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。

## (3) 投資制限

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等を行います。

スワップ取引を行います。  
有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行います。  
金利先渡取引を行います。

## 「明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド」

### 投資の基本方針

#### 1 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

#### 2 運用方法

##### (1) 投資対象

世界各国（日本を除く）の株式を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

MSCI-KOKUSA I 指数（円換算値）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果をめざします。

MSCI-KOKUSA I 指数は、MSCI Inc. が算出・公表している株価指数で、日本を除く世界主要国の株式市場の動きを捉える基準として広く認知されているものです。MSCI-KOKUSA I 指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また、同社は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。なお、ドルベースの指数（配当込み、ヘッジなし）をもとに、わが国の対顧客電信売買相場の仲値を乗じて、委託会社において円換算値を計算しています。

MSCI-KOKUSA I 指数に採用されている国（構成国についてはMSCIの定期的な見直しにより変更される場合があります。）を主な投資対象国としますが、市況動向により、それ以外の国に投資することもあります。

#### <投資対象国（予定）>

アイルランド、アメリカ、イギリス、イスラエル、イタリア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、香港、ポルトガル

資金動向、市場動向等により投資対象銘柄数は変動します。

上記はあくまでも投資対象予定国であり、上記の全ての国に投資するわけではありません。

リサーチを最重要視しファンダメンタルズ分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォーマンスの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。

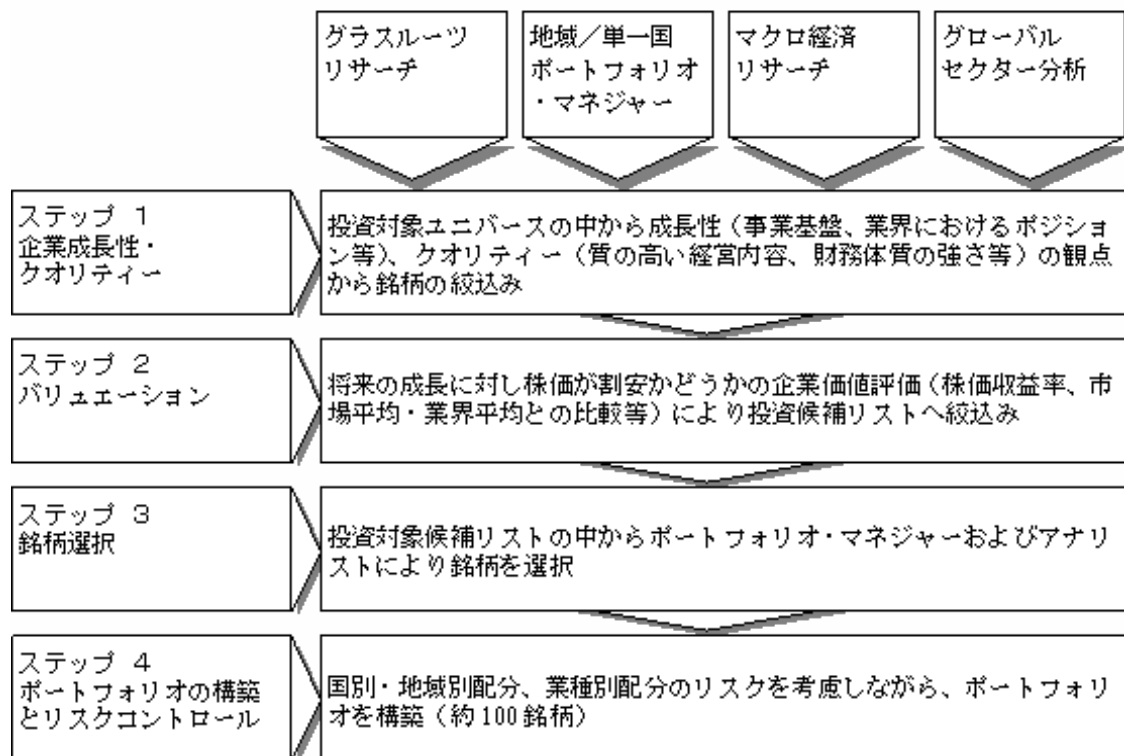
国際銘柄比較を重視したグローバル・ベースのボトムアップ・リサーチ（企業調査）に付加価値の源泉を求め、成長性を持ちかつクオリティーの高い銘柄に投資します。

)成長性（事業基盤、業界におけるポジション等）、クオリティー（質の高い経営内容、財務体質の強さ等）に着目し、投資対象銘柄の絞込みをします。

)将来の成長に対し、株価が割安かどうかの企業価値評価（株価収益率、市場平均・業界平均との比較等）を行い、投資候補リストへの絞込みをします。

)投資候補リストの中から、国別・地域別配分、業種別配分のリスクを考慮しながら、ポートフォリオを構築します。

## 運用プロセスの概要



国際銘柄比較を重視したグローバル・ベースのボトムアップ・リサーチ（企業調査）に付加価値の源泉を求め、成長性を持ちかつクオリティーの高い銘柄に投資します。

- 成長性（事業基盤、業界におけるポジション等）、クオリティー（質の高い経営内容、財務体質の強さ等）に着目し、投資対象銘柄の絞込みをします。
- 将来の成長に対し、株価が割安かどうかの企業価値評価（株価収益率、市場平均・業界平均との比較等）を行い、投資候補リストへの絞込みをします。
- 投資候補リストの中から、国別・地域別配分、業種別配分のリスクを考慮しながら、ポートフォリオを構築します。

銘柄選定にあたってはアナリストおよびポートフォリオ・マネジャーによるファンダメンタルズ分析に注力したグローバル リサーチと、その補完的役割を果たすグラスルーツ リサーチを活用して、企業の成長性、クオリティーおよびバリュエーション（企業価値評価）を重視します。

グラスルーツ リサーチはアナリストおよびポートフォリオ・マネジャーの問題提起に基づき外部のリサーチャーを活用して、運用判断のサポートとなる特定の業界、製品、顧客動向等の調査を行うアライアンス・グローバル・インベスターズグループのユニークなシステムで、グローバルな視点で競争環境や事業の発展など、現在及び将来の投資に影響を与える重要な情報収集を捉えることを目的とします。

株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。

組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

## (3) 投資制限

株式への投資には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

信用取引を行います。

有価証券先物取引等を行います。

スワップ取引を行います。

有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行います。

金利先渡取引および為替先渡取引を行います。

## 「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」

## 投資の基本方針

## 1 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

## 2 運用方法

## (1) 投資対象

世界各国（日本を除く）の国債、国際機関債、社債等を主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。

シティグループ世界国債インデックスに採用されている国（構成国については定期的な見直しにより変更になる場合があります。）を主な投資対象国とします。

シティグループ世界国債インデックス構成国

アメリカ、フランス、ドイツ、イギリス、スペイン、カナダ、スウェーデン、デンマーク、スイス、オーストラリア、ノルウェー、シンガポール、イタリア、ベルギー、ポーランド、アイルランド、オーストリア、フィンランド、オランダ、ポルトガル、マレーシア、メキシコ

当ファンドはインデックス構成国を主要投資対象国としますが、常に投資対象国全てに投資するものではありません。

なお、ファンドは、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとしますが、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。また、ベンチマークは今後見直す場合があります。

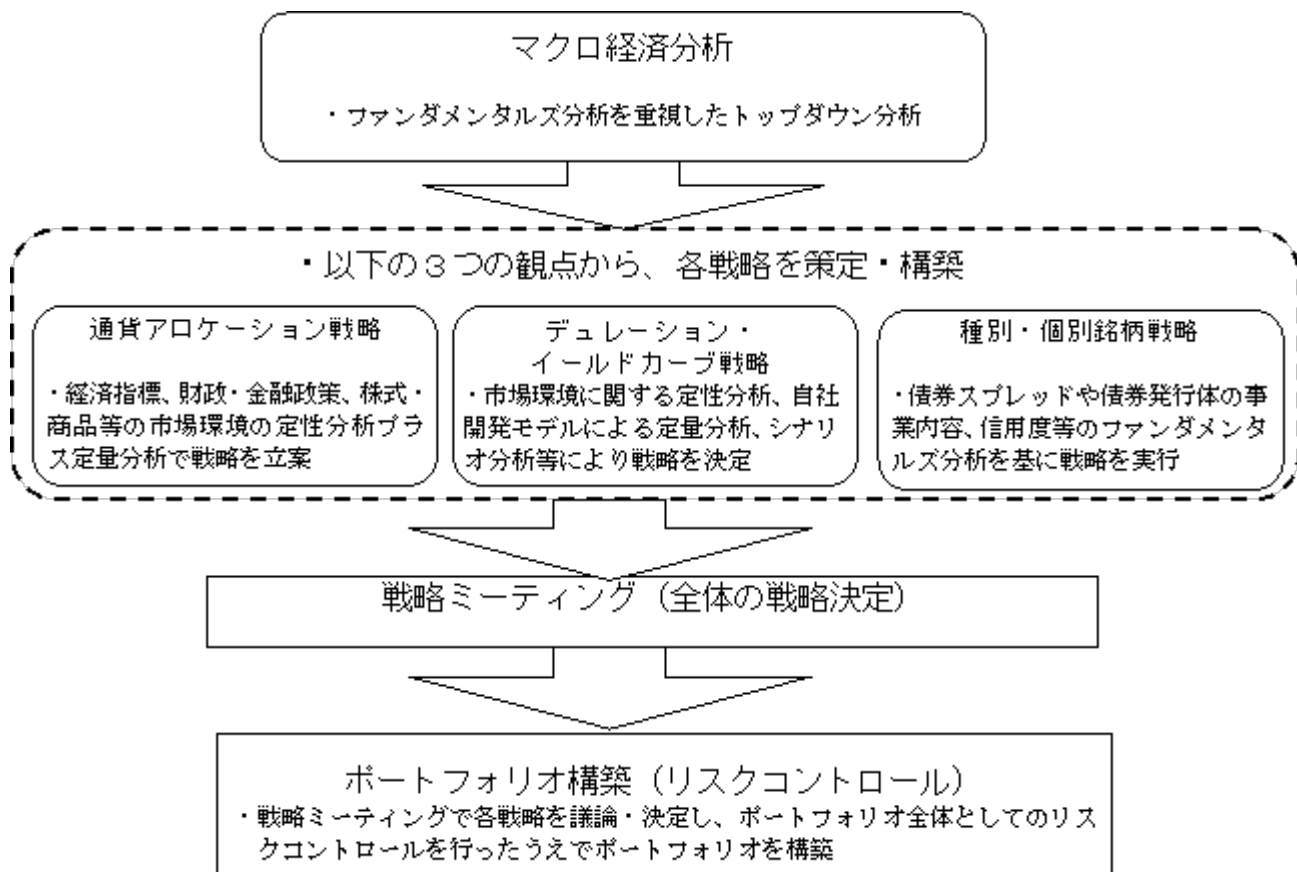
シティグループ世界国債インデックスは、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが開発した世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

シティグループ世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はシティグループ・グローバル・マーケッツ・インクに帰属します。また、同社は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付機関によるA格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると委託会社が判断した公社債に投資します。

格付けとは、債券などの元本および利息の支払能力などを専門的な第三者（格付会社）が公表したものです。格付けが高い債券ほど安全性が高くなります。一方、発行体にとっては格付けが高いほど有利な条件で発行ができるため、一般的に、格付けが高い債券ほど利回りは低く、格付けが低い債券ほど利回りは高くなります。

運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。



債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。

各国の政治、経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別・通貨別配分比率およびデュレーションの調整を行います。

公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。

組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

### (3) 投資制限

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

有価証券先物取引等を行います。

スワップ取引を行います。

有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行います。

金利先渡取引および為替先渡取引を行います。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (2) 【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券



ロ．デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。)

ハ．約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)

## 二．金銭債権

### 2．次に掲げる特定資産以外の資産

#### イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド」および「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」の各受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券(短期社債等を除く)に投資することを指図しません。

- 1．株券または新株引受権証券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- 6．特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
- 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から11.の証券または証書の性質を有するもの
- 13．投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15．外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16．オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17．預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18．外国の者が発行する譲渡性預金証書
- 19．指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20．抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22．外国の者に対する権利で上記21.の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1.の証券または証書、上記12.ならびに17.の証券または証書のうち上記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2.から6.までの証券および上記12.ならびに17.の証券または証書のうち上記2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記13.および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することの指図ができます。

#### 1．預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を上記「1.から4.」までの金融商品により運用することの指図ができます。

## (3) 【運用体制】

## 1. 運用体制

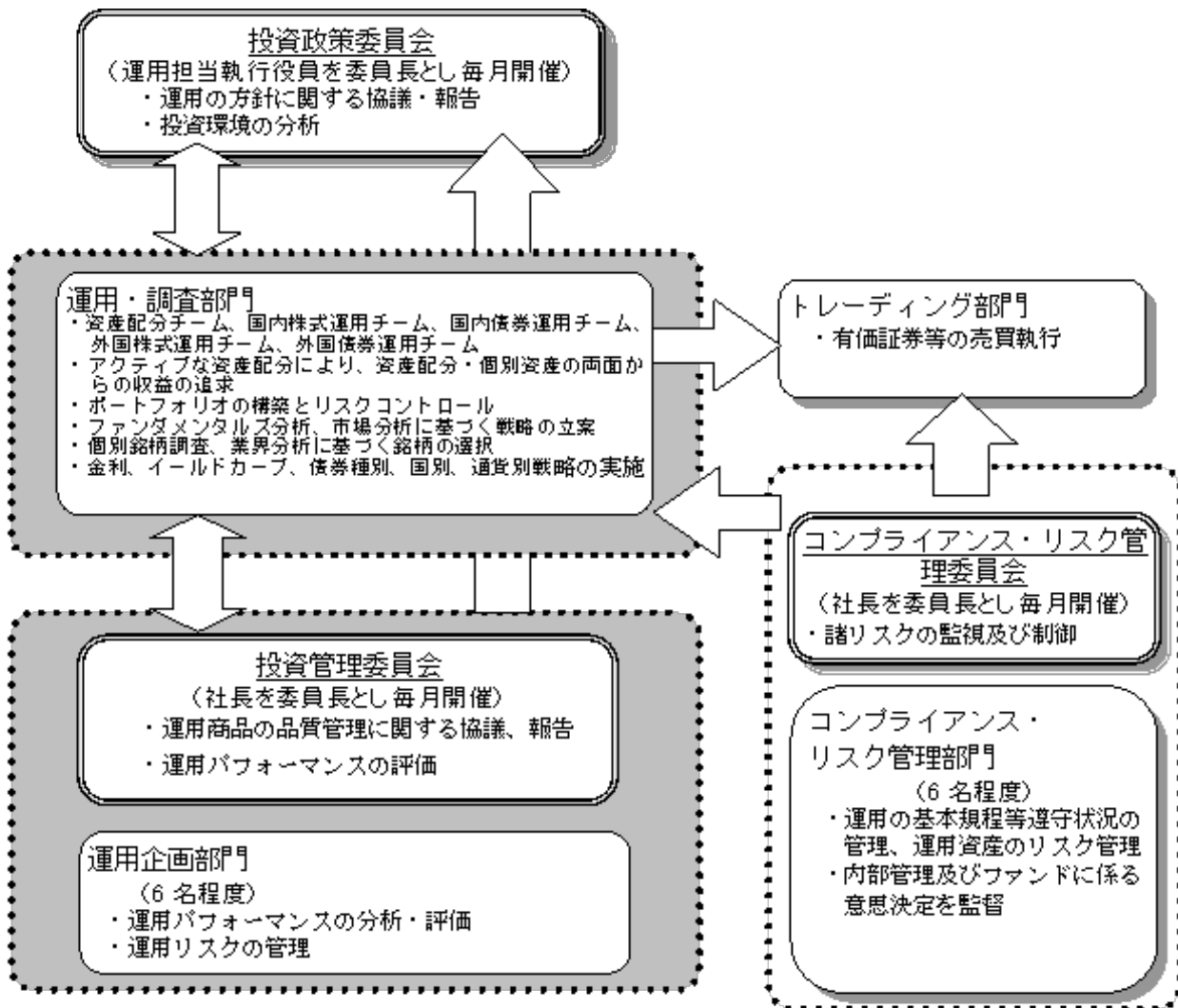
当ファンドの運用体制は以下の通りです。

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。

ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。

投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



- ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

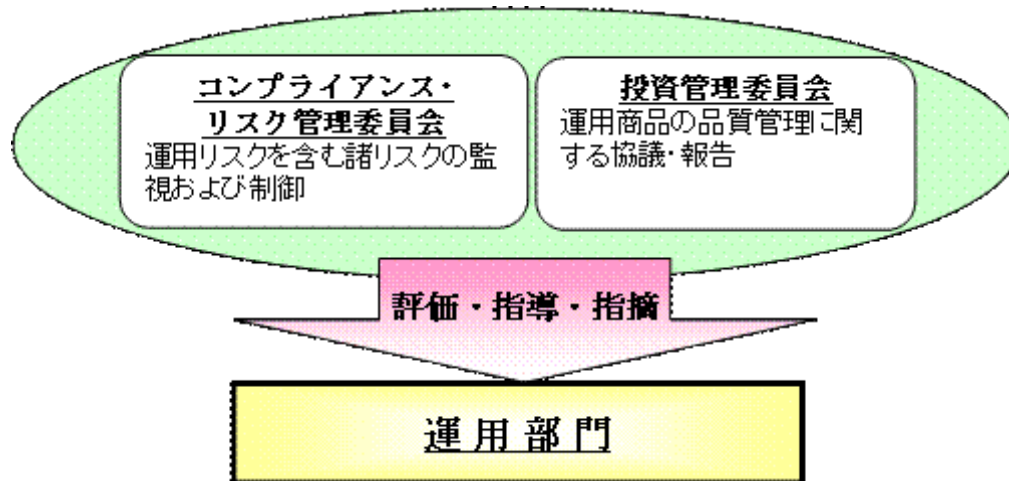
ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

## 2. 内部管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指示・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



### < 受託会社に対する管理体制 >

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

ファンドの内部管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

### (4) 【分配方針】

#### 収益分配方針

毎年1回（原則4月10日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。
3. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

#### 収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 毎計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

#### 収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前

に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。収益分配金の支払いは、販売会社において行います。なお、分配金再投資コースでお申込みの受益権にかかる収益分配金は、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### (5)【投資制限】

株式への投資制限（約款 運用の基本方針）

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます。以下同じ。

外貨建資産への投資制限（約款 運用の基本方針）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券等の投資制限（約款第17条第4項）

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

投資信託証券の投資制限（約款第17条第5項）

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

投資する株式等の範囲（約款第19条）

1. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲（約款第20条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
2. 上記の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第21条）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の

取引を行うことの指図をすることができます。

#### スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第22条）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
5. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（約款第23条）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

#### 有価証券の貸付けの指図および範囲（約款第24条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の および の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
2. 上記 および に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

## 公社債の空売りの指図範囲（約款第25条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行うものとします。

## 公社債の借入れ（約款第26条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。
4. 上記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

## 外国為替予約取引の指図（約款第28条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 上記の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
4. 上記2.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

## 資金の借入れ（約款第35条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 上記1.の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
  - ）一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
  - ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
  - ）借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
3. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
4. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
5. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

## デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令 第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

## 3【投資リスク】

## (1)ファンドのリスクと留意点

ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて間接的に、株式や公社債など値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

### 1. 値動きの主な要因

#### 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株価の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

#### 債券価格変動リスク

債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

#### 為替変動リスク

外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### 2. その他のリスク・留意点

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。

有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。

投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

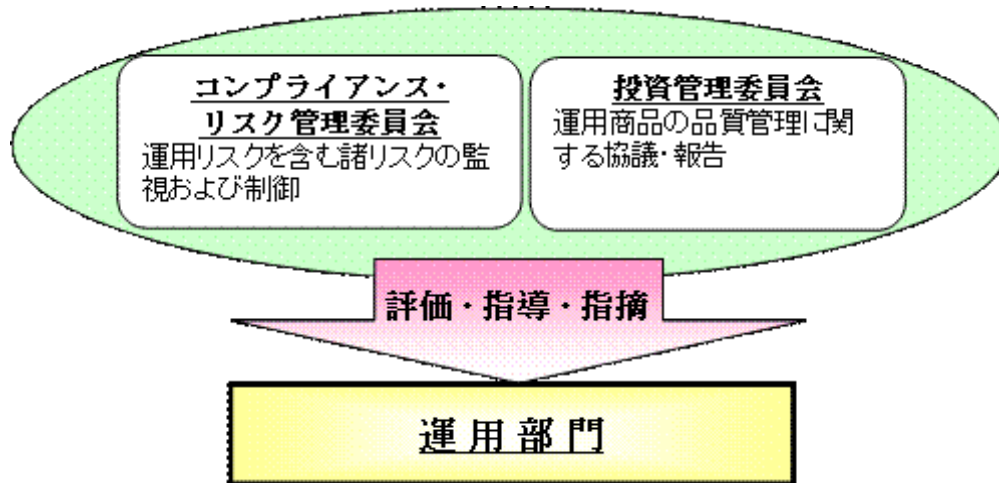


## (2) リスク管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指示・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、2.1%（税抜2.0%）を上限として各販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額となります。

「税抜」における税とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額をいいます。（以下同じ。）

申込手数料につきましては、お申込みの販売会社または下記委託会社にお問合せください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

販売会社により、他のファンドの償還金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドをお申込みいただく場合には、その償還金額の範囲内（単位型投信においては、償還額と元本額のいずれか大きい額）で取得する部分については無手数料となる場合（償還乗換優遇制度）があります。また、一定の要件を満たした他のファンドの換金代金の範囲内での当ファンドの取得について、手数料率が優遇される場合（償還前乗換優遇制度）があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

### (2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から0.2%の信託財産留保額を控除した額とします。

「信託財産留保額」とは、受益者の公平性および運用資金の安定性に資するために投資信託を中途解約される受益者の基準価額から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額をいいます。

## (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年1.575%（税抜1.50%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬の実質的な配分は次のとおりです。

合計	委託会社	販売会社	受託会社
年1.575% (税抜1.50%)	年0.756% (税抜0.72%)	年0.735% (税抜0.70%)	年0.084% (税抜0.08%)

「税抜」における税とは、消費税相当額をいいます。

上記信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

## (4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託会社が立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ファンドの組入る有価証券の売買時の売買委託手数料および当該手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用等は信託財産中より支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆様様の保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## (5)【課税上の取扱い】

## 1)個人、法人別の課税の取扱いについて

## 1.個人の受益者に対する課税

## &lt;収益分配金（普通分配金）に対する課税&gt;

平成25年12月31日までの間、個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%、地方税3%）の税率による源泉徴収（申告不要）となります。なお、確定申告による申告分離課税または総合課税を選択することもできます。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

平成26年1月1日以降、源泉徴収の税率は20%（所得税15%、地方税5%）となる予定です。

## &lt;一部解約時および償還時に対する課税&gt;

平成25年12月31日までの間、一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、10%（所得税7%、地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収ありの特定口座を選択している場合は、10%（所得税7%、地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要）となります。

平成26年1月1日以降、税率は20%（所得税15%、地方税5%）となる予定です。

## &lt;損益通算について&gt;

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限り、）と損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

## 2.法人の受益者に対する課税

平成25年12月31日までの間、法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

平成26年1月1日以降、税率は、15%（所得税15%）となる予定です。

## 2) 個別元本方式について

1. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一取扱販売会社であっても複数支店で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の計算が行われる場合があります。
3. 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## 3) 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合で、さらに収益分配金落ち後の基準価額と収益分配金の合計が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、分配金の全額が特別分配金となります。

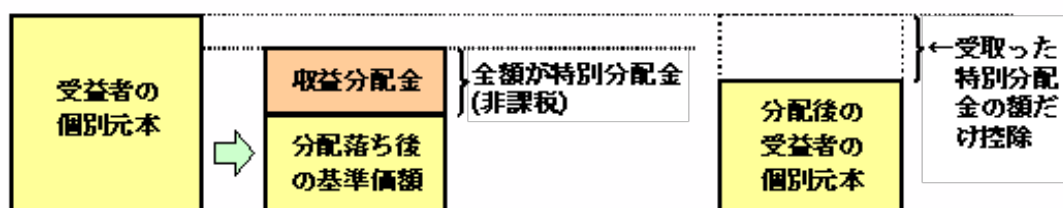
当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合で、さらに収益分配金落ち後の基準価額と収益分配金の合計が当該受益者の個別元本を上回っている場合には、その下回った部分の分配金が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

## 《収益分配金の課税と個別元本のイメージ》

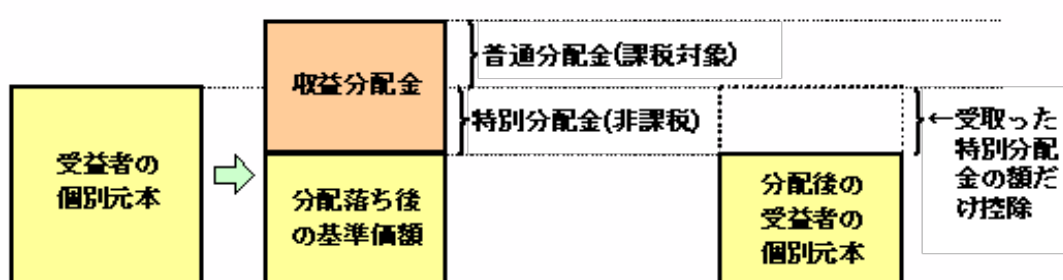
## ① 収益分配金が全額普通分配金になる場合



## ② 収益分配金が全額特別分配金になる場合



## ③ 収益分配金が普通分配金と特別分配金に分かれる場合



※上記はあくまでもイメージであり、当ファンドの収益分配を約束するものではありません。

当ファンドは、配当控除ならびに益金不算入制度の適用対象外です。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更されることがあります。

## 5【運用状況】

以下は平成23年5月24日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

平成22年10月1日をもって「MDAM日本株式マザーファンド」は「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド」に、「MDAM中小型株式マザーファンド」は「明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド」に、「MDAM日本債券マザーファンド」は「明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド」に、「MDAM外国株式マザーファンド」は「明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド」に、「MDAM外国債券マザーファンド」は「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」に、ファンド名称を変更しました。（以下同じ）

## (1)【投資状況】

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド受益証券	133,598,865	33.16
明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド受益証券	96,485,141	23.95
明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド受益証券	77,594,410	19.26
明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド受益証券	70,360,083	17.46
明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド受益証券	13,187,604	3.27
小計	391,226,103	97.10
コール・ローン、その他資産(負債控除後)	11,668,603	2.90
合計(純資産総額)	402,894,706	100.00

## (参考)マザーファンドの投資状況

## 明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	3,145,287,780	96.93
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		99,610,373	3.07
合計(純資産総額)		3,244,898,153	100.00

## 明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	308,787,120	95.58
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		14,284,812	4.42
合計(純資産総額)		323,071,932	100.00

## 明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	2,750,367,320	54.58
社債券	日本	811,723,000	16.11
	アメリカ	202,701,000	4.02
	韓国	200,767,000	3.98
	イギリス	100,708,000	2.00
地方債証券	日本	506,561,680	10.05
特殊債券	日本	388,259,779	7.70
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		78,400,973	1.56
合計(純資産総額)		5,039,488,752	100.00

## 明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	1,817,531,242	54.81
	イギリス	363,705,395	10.97
	フランス	238,545,550	7.19
	カナダ	201,380,313	6.07
	スイス	192,412,623	5.80
	ドイツ	162,468,692	4.90
	香港	66,231,277	2.00
	オーストラリア	63,683,240	1.92
	スウェーデン	35,472,563	1.07
	中国	32,215,671	0.97
	オーストリア	21,524,256	0.65
	オランダ	18,806,128	0.57
	イタリア	13,411,267	0.40
	スペイン	11,489,192	0.35
アイルランド	7,453,291	0.22	
小計		3,246,330,700	97.89
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		69,877,169	2.11
合計（純資産額）		3,316,207,869	100.00

## 明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	24,763,274,961	38.10
	イタリア	8,621,431,736	13.26
	イギリス	5,143,591,512	7.91
	ドイツ	5,052,025,213	7.77
	フランス	4,368,484,816	6.72
	スペイン	4,231,168,956	6.51
	オランダ	2,419,778,015	3.72
	カナダ	2,031,309,906	3.12
	ベルギー	1,919,718,727	2.95
	メキシコ	979,182,633	1.51
	ポーランド	970,004,772	1.49
	ノルウェー	833,059,715	1.28
	オーストラリア	819,592,572	1.26
	デンマーク	599,850,490	0.92
	スウェーデン	457,870,980	0.70
スイス	391,641,505	0.60	
小計		63,601,986,509	97.85
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		1,400,089,650	2.15
合計（純資産総額）		65,002,076,159	100.00

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## 1. 上位銘柄

順位	銘柄名	国名／業種 種類	数量（口）	簿価単価／ 簿価額（円）	評価単価／ 評価額（円）	投資 比率 （％）
1	明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド	日本 / - 親投資信託受益証券	248,186,634	0.5518 136,972,744	0.5383 133,598,865	33.16
2	明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド	日本 / - 親投資信託受益証券	81,961,554	1.1612 95,173,757	1.1772 96,485,141	23.95
3	明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド	日本 / - 親投資信託受益証券	90,732,472	0.9051 82,121,961	0.8552 77,594,410	19.26
4	明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	日本 / - 親投資信託受益証券	49,065,609	1.4792 72,577,849	1.4340 70,360,083	17.46
5	明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド	日本 / - 親投資信託受益証券	16,523,749	0.8069 13,333,013	0.7981 13,187,604	3.27

## 2. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.10
合計	97.10

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (参考) マザーファンドの投資資産

明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

## 1. 上位銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	三井物産	卸売業	85,000	1,399.50	118,957,694	1,328.00	112,880,000	3.48
2	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	252,400	378.33	95,491,386	370.00	93,388,000	2.88
3	日本	株式	日立製作所	電気機器	205,000	397.60	81,508,442	454.00	93,070,000	2.87
4	日本	株式	日本電産	電気機器	12,700	6,883.00	87,414,141	7,320.00	92,964,000	2.86
5	日本	株式	ファミリーマート	小売業	31,100	3,004.09	93,427,473	2,873.00	89,350,300	2.75
6	日本	株式	NTN	機械	210,000	375.28	78,809,272	411.00	86,310,000	2.66
7	日本	株式	イビデン	電気機器	33,700	2,456.96	82,799,862	2,553.00	86,036,100	2.65
8	日本	株式	豊田合成	輸送用機器	50,100	1,683.82	84,359,710	1,714.00	85,871,400	2.65
9	日本	株式	富士フイルムホールディングス	化学	36,100	2,485.14	89,713,623	2,350.00	84,835,000	2.61
10	日本	株式	第一三共	医薬品	53,400	1,583.57	84,562,809	1,537.00	82,075,800	2.53
11	日本	株式	フジ・メディア・ホールディングス	情報・通信業	791	106,645.98	84,356,974	102,100.00	80,761,100	2.49
12	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	102,800	728.74	74,914,655	781.00	80,286,800	2.47
13	日本	株式	しまむら	小売業	10,700	7,262.54	77,709,184	7,440.00	79,608,000	2.45
14	日本	株式	島津製作所	精密機器	109,000	687.24	74,910,122	705.00	76,845,000	2.37
15	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	523	148,284.99	77,553,052	146,600.00	76,671,800	2.36
16	日本	株式	大陽日酸	化学	124,000	641.81	79,584,973	611.00	75,764,000	2.33
17	日本	株式	住友不動産販売	不動産業	20,900	3,162.77	66,102,084	3,535.00	73,881,500	2.28
18	日本	株式	ウシオ電機	電気機器	46,400	1,594.04	73,963,805	1,554.00	72,105,600	2.22
19	日本	株式	レンゴー	パルプ・紙	137,000	495.09	67,827,798	524.00	71,788,000	2.21
20	日本	株式	ベネッセホールディングス	サービス業	20,900	3,453.32	72,174,531	3,330.00	69,597,000	2.14
21	日本	株式	エーザイ	医薬品	22,600	2,964.02	66,986,932	3,035.00	68,591,000	2.11
22	日本	株式	日本ペイント	化学	122,000	524.21	63,953,864	559.00	68,198,000	2.10
23	日本	株式	パナソニック	電気機器	71,900	1,005.63	72,305,165	939.00	67,514,100	2.08
24	日本	株式	日立ハイテクノロジー	卸売業	39,400	1,650.28	65,021,353	1,609.00	63,394,600	1.95
25	日本	株式	三菱商事	卸売業	30,600	2,159.72	66,087,657	2,014.00	61,628,400	1.90
26	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	20,500	3,232.70	66,270,441	3,005.00	61,602,500	1.90
27	日本	株式	野村ホールディングス	証券、商品先物取引業	152,000	405.86	61,691,862	382.00	58,064,000	1.79
28	日本	株式	ロート製薬	医薬品	66,000	851.39	56,192,379	874.00	57,684,000	1.78
29	日本	株式	ダイキン工業	機械	21,400	2,404.89	51,464,652	2,649.00	56,688,600	1.75
30	日本	株式	SBIホールディングス	証券、商品先物取引業	7,477	8,427.40	63,011,731	7,540.00	56,376,580	1.74

## 2. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
株式	96.93
合計	96.93

## 3. 株式の業種別の投資比率

業種名	投資比率(%)	業種名	投資比率(%)
電気機器	12.69	精密機器	2.37
銀行業	9.12	不動産業	2.28
化学	8.77	パルプ・紙	2.21
卸売業	7.33	サービス業	2.14
輸送用機器	6.90	陸運業	1.71
情報・通信業	6.75	その他金融業	1.44
小売業	6.51	電気・ガス業	1.43
医薬品	6.42	鉄鋼	1.34
機械	4.41	非鉄金属	1.22
証券、商品先物取引業	3.53	食料品	1.20
建設業	3.31	ガラス・土石製品	1.11
保険業	2.76	合計	96.93

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド

## 投資有価証券の主要銘柄

## 1. 上位銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	セリア	小売業	47	207,000.00	9,729,000	217,700.00	10,231,900	3.17
2	日本	株式	牧野フライス製作所	機械	14,000	691.00	9,674,000	715.00	10,010,000	3.10
3	日本	株式	日本触媒	化学	10,000	977.00	9,770,000	974.00	9,740,000	3.01
4	日本	株式	日特エンジニアリング	機械	10,600	850.00	9,010,000	905.00	9,593,000	2.97
5	日本	株式	静岡瓦斯	電気・ガス業	20,500	480.00	9,840,000	451.00	9,245,500	2.86
6	日本	株式	朝日インテック	精密機器	5,500	1,645.00	9,047,500	1,637.00	9,003,500	2.79
7	日本	株式	ニチコン	電気機器	7,400	1,180.00	8,732,000	1,187.00	8,783,800	2.72
8	日本	株式	フェローテック	電気機器	4,100	1,782.00	7,306,200	2,000.00	8,200,000	2.54
9	日本	株式	カヤバ工業	輸送用機器	15,000	617.00	9,255,000	545.00	8,175,000	2.53
10	日本	株式	日本電産リード	電気機器	6,600	1,075.00	7,095,000	1,213.00	8,005,800	2.48
11	日本	株式	デジタルハーツ	情報・通信業	52	158,500.00	8,242,000	145,900.00	7,586,800	2.35
12	日本	株式	浜松ホトニクス	電気機器	2,300	3,090.00	7,107,000	3,175.00	7,302,500	2.26
13	日本	株式	加藤産業	卸売業	5,100	1,401.00	7,145,100	1,378.00	7,027,800	2.18
14	日本	株式	日立電線	非鉄金属	37,000	197.00	7,289,000	189.00	6,993,000	2.16
15	日本	株式	アークス	小売業	5,700	1,295.00	7,381,500	1,223.00	6,971,100	2.16
16	日本	株式	クミアイ化学工業	化学	31,000	221.00	6,851,000	218.00	6,758,000	2.09
17	日本	株式	NECキャピタルソリューション	その他金融業	6,300	1,273.00	8,019,900	1,061.00	6,684,300	2.07
18	日本	株式	エン・ジャパン	サービス業	61	121,000.00	7,381,000	108,900.00	6,642,900	2.06
19	日本	株式	アーレスティ	非鉄金属	12,000	607.00	7,284,000	546.00	6,552,000	2.03
20	日本	株式	エヌ・ピー・シー	機械	3,800	1,595.00	6,061,000	1,700.00	6,460,000	2.00
21	日本	株式	アンリツ	電気機器	10,000	638.40	6,384,036	639.00	6,390,000	1.98
22	日本	株式	日本航空電子工業	電気機器	11,000	532.00	5,852,000	541.00	5,951,000	1.84
23	日本	株式	エレコム	電気機器	5,500	1,055.00	5,802,500	1,080.00	5,940,000	1.84
24	日本	株式	プロトコーポレーション	情報・通信業	2,100	2,935.00	6,163,500	2,825.00	5,932,500	1.84
25	日本	株式	京成電鉄	陸運業	13,000	453.00	5,889,000	452.00	5,876,000	1.82
26	日本	株式	メッセージ	サービス業	22	233,800.00	5,143,600	258,500.00	5,687,000	1.76
27	日本	株式	メガチップス	電気機器	4,300	1,321.00	5,680,300	1,299.00	5,585,700	1.73
28	日本	株式	東栄住宅	不動産業	6,100	869.00	5,300,900	914.00	5,575,400	1.73
29	日本	株式	ダイセキ	サービス業	3,400	1,728.00	5,875,200	1,564.00	5,317,600	1.65
30	日本	株式	プレス工業	輸送用機器	15,000	311.00	4,665,000	349.00	5,235,000	1.62

## 2. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
株式	95.58
合計	95.58

## 3. 株式の業種別の投資比率

業種名	投資比率 (%)	業種名	投資比率 (%)
電気機器	21.30	その他製品	3.02
機械	13.31	電気・ガス業	2.86
小売業	8.24	その他金融業	2.07
サービス業	7.04	陸運業	1.82
化学	6.71	不動産業	1.73
情報・通信業	6.12	繊維製品	1.46
精密機器	5.05	証券・商品先物取引業	1.45
非鉄金属	4.19	空運業	1.27
輸送用機器	4.15	金属製品	0.54
卸売業	3.26	合計	95.58

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

## 投資有価証券の主要銘柄



## 1. 上位銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	日本	国債証券	第300回利付国債10年	255,000,000	103.44	263,787,300	105.07	267,928,500	1.5	2019/3/20	5.32
2	日本	国債証券	第72回利付国債5年	234,000,000	102.72	240,364,800	102.72	240,381,180	1.5	2013/6/20	4.77
3	日本	国債証券	第293回利付国債10年	210,000,000	107.06	224,834,900	107.55	225,855,000	1.8	2018/6/20	4.48
4	日本	地方債証券	平成18年度第8回兵庫県公募債	181,000,000	106.92	193,528,820	107.82	195,168,680	2.1	2016/8/24	3.87
5	日本	国債証券	第96回利付国債5年	160,000,000	100.14	160,227,200	100.40	160,641,600	0.5	2016/3/20	3.19
6	日本	国債証券	第306回利付国債10年	150,000,000	101.69	152,542,500	103.53	155,299,500	1.4	2020/3/20	3.08
7	日本	国債証券	第88回利付国債5年	137,000,000	100.30	137,418,020	100.69	137,954,890	0.5	2015/3/20	2.74
8	日本	国債証券	第311回利付国債10年	130,000,000	96.97	126,071,400	97.75	127,078,900	0.8	2020/9/20	2.52
9	日本	地方債証券	第304回大阪府公募債	100,000,000	106.24	106,245,000	107.63	107,631,000	1.98	2017/7/28	2.14
10	日本	特殊債券	第38回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	105.37	105,377,000	107.02	107,020,000	1.87	2018/6/20	2.12
11	日本	社債券	第8回三井住友銀行	100,000,000	104.30	104,305,000	104.45	104,457,000	1.95	2014/10/22	2.07
12	日本	社債券	第118回オリックス無担保社債	100,000,000	103.47	103,470,000	103.81	103,810,000	2.18	2014/7/30	2.06
13	日本	特殊債券	政府保証第341回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103.26	103,260,000	103.63	103,632,000	1.3	2015/5/29	2.06
14	日本	社債券	第14回KDDI無担保社債	100,000,000	102.12	102,127,000	102.36	102,365,000	1.278	2014/5/29	2.03
15	日本	地方債証券	平成20年度第15回北海道公募債	100,000,000	102.07	102,075,000	102.33	102,339,000	1.22	2014/2/27	2.03
16	日本	社債券	第2回イオンモール無担保社債	100,000,000	101.79	101,799,000	102.25	102,253,000	1.54	2014/11/13	2.03
17	アメリカ	社債券	第2回ジェー・ピー・モルガン・チェース円貨社債	100,000,000	101.47	101,477,000	102.05	102,053,000	1.93	2015/11/10	2.03
18	日本	地方債証券	平成21年度第14回兵庫県公募債	100,000,000	101.01	101,017,000	101.42	101,423,000	0.83	2014/7/24	2.01
19	イギリス	社債券	第4回パークレイズ・バンク円貨社債	100,000,000	100.23	100,236,000	100.70	100,708,000	1.04	2013/9/9	2.00
20	韓国	社債券	第3回国民銀行円貨社債	100,000,000	100.73	100,738,000	100.68	100,689,000	1.9	2012/7/27	2.00
21	アメリカ	社債券	第14回メリルリンチ・アンド・カンパニー・インク円貨社債	100,000,000	100.58	100,582,000	100.64	100,648,000	1.58	2012/2/23	2.00
22	日本	社債券	第9回パナソニック無担保社債	100,000,000	99.86	99,862,000	100.08	100,082,000	0.38	2013/3/19	1.99
23	韓国	社債券	第1回ハナ銀行円貨社債	100,000,000	100.09	100,093,000	100.07	100,078,000	1.54	2012/2/13	1.99
24	日本	社債券	第10回東日本高速道路社債	100,000,000	99.70	99,703,000	99.94	99,943,000	0.343	2013/12/20	1.98
25	日本	特殊債券	利附第129号商工債券3年	100,000,000	99.61	99,610,000	99.79	99,795,000	0.25	2013/10/25	1.98
26	日本	社債券	第38回クレディセゾン無担保社債	100,000,000	98.27	98,279,000	99.54	99,549,000	0.9	2015/10/29	1.98
27	日本	社債券	第31回大成建設無担保社債	100,000,000	98.00	98,007,000	99.26	99,264,000	1.58	2017/12/15	1.97
28	日本	国債証券	第57回利付国債20年	82,000,000	104.88	86,005,700	106.83	87,607,160	1.9	2022/6/20	1.74
29	日本	特殊債券	S種第14回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	75,509,000	102.13	77,117,341	103.05	77,812,779	1.7	2032/5/10	1.54
30	日本	国債証券	第123回利付国債20年	73,000,000	100.06	73,050,370	102.77	75,028,670	2.1	2030/12/20	1.49

## 2. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	54.58
社債券	26.11
地方債証券	10.05
特殊債券	7.70
合計	98.44

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド

## 投資有価証券の主要銘柄

## 1. 上位銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	食品・飲料・タバコ	11,900	5,395.55	64,207,066	5,661.36	67,370,219	2.03
2	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェア および機器	2,350	27,451.46	64,510,944	27,397.39	64,383,871	1.94
3	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	12,500	4,907.30	61,341,289	5,040.70	63,008,812	1.90
4	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	各種金融	17,000	3,837.60	65,239,220	3,486.12	59,264,065	1.79
5	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	8,500	7,041.88	59,856,009	6,609.29	56,178,991	1.69
6	アメリカ	株式	NEXTERA ENERGY INC	公益事業	11,800	4,589.12	54,151,633	4,718.34	55,676,514	1.68
7	イギリス	株式	BG GROUP PLC	エネルギー	29,500	2,039.10	60,153,708	1,771.27	52,252,476	1.58
8	アメリカ	株式	WELLS FARGO & CO	銀行	22,900	2,556.44	58,542,609	2,255.53	51,651,703	1.56
9	カナダ	株式	SUNCOR ENERGY INC	エネルギー	15,300	3,741.70	57,248,054	3,319.27	50,784,861	1.53
10	オーストラリア	株式	RIO TINTO LTD	素材	7,100	7,435.61	52,792,848	6,809.72	48,349,068	1.46
11	アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL A	ソフトウェア・サービス	1,100	47,309.12	52,040,035	42,471.69	46,718,861	1.41
12	フランス	株式	PERNOD-RICARD SA	食品・飲料・タバコ	6,000	7,548.43	45,290,622	7,772.64	46,635,888	1.41
13	アメリカ	株式	DANAHER CORP	資本財	10,500	4,226.12	44,374,271	4,401.27	46,213,435	1.39
14	ドイツ	株式	BAYER AG-REG	医薬品・バイオテクノロジー ・ライフサイエンス	7,200	6,322.75	45,523,801	6,417.03	46,202,643	1.39
15	イギリス	株式	VODAFONE GROUP PLC	電気通信サービス	198,700	232.62	46,221,991	226.10	44,927,182	1.35
16	アメリカ	株式	ABBOTT LABORATORIES	医薬品・バイオテクノロジー ・ライフサイエンス	9,800	4,136.64	40,539,127	4,362.77	42,755,170	1.29
17	イギリス	株式	INMARSAT PLC	電気通信サービス	53,300	816.74	43,532,711	795.65	42,408,379	1.28
18	アメリカ	株式	UNITED TECHNOLOGIES CORP	資本財	5,900	6,955.25	41,036,033	7,053.35	41,614,786	1.25
19	イギリス	株式	STANDARD CHARTERED PLC	銀行	20,100	2,227.52	44,773,175	2,065.27	41,511,999	1.25
20	アメリカ	株式	COOPER INDUSTRIES PLC	資本財	8,200	5,440.10	44,608,836	5,018.21	41,149,342	1.24
21	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS INC	電気通信サービス	13,600	3,090.39	42,029,434	3,019.12	41,060,038	1.24
22	アメリカ	株式	ALLERGAN INC	医薬品・バイオテクノロジー ・ライフサイエンス	6,000	6,133.11	36,798,695	6,839.51	41,037,098	1.24
23	アメリカ	株式	MARATHON OIL CORP	エネルギー	9,900	4,320.38	42,771,802	4,135.82	40,944,681	1.23
24	カナダ	株式	BANK OF NOVA SCOTIA	銀行	8,300	4,889.79	40,585,308	4,902.63	40,691,843	1.23
25	アメリカ	株式	WALT DISNEY CO/THE	メディア	11,800	3,421.39	40,372,482	3,372.23	39,792,417	1.20
26	ドイツ	株式	SIEMENS AG-REG	資本財	3,700	11,070.27	40,960,015	10,359.69	38,330,882	1.16
27	アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	20,200	1,643.06	33,190,006	1,872.91	37,832,979	1.14
28	カナダ	株式	TALISMAN ENERGY INC	エネルギー	21,800	1,973.72	43,027,261	1,703.22	37,130,248	1.12
29	アメリカ	株式	SCHLUMBERGER LTD	エネルギー	5,500	7,443.34	40,938,372	6,724.81	36,986,479	1.12
30	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	2,300	15,133.29	34,806,567	16,076.30	36,975,500	1.11

(注) 円換算評価額は円単位で表示しています。

## 2. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
株式	97.89
合計	97.89

## 3. 株式の業種別の投資比率

業 種 名	投資比率 (%)	業 種 名	投資比率 (%)
エネルギー	12.21	消費者サービス	2.77
資本財	9.69	メディア	2.77
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.77	半導体・半導体製造装置	2.74
食品・飲料・タバコ	7.42	小売	2.56
素材	6.98	家庭用品・パーソナル用品	2.39
銀行	6.68	ヘルスケア機器・サービス	2.28
ソフトウェア・サービス	5.37	耐久消費財・アパレル	1.71
各種金融	5.34	食品・生活必需品小売り	1.04
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.51	運輸	0.76
電気通信サービス	4.51	商業・専門サービス	0.46
公益事業	3.47	自動車・自動車部品	0.32
保険	3.14	合計	97.89

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

## 為替予約取引

銘柄	種類	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
ドル	買建	242,657.39	19,820,255	19,878,493	0.60
ドル	売建	160,616.07	13,119,120	13,157,668	0.40
ユーロ	売建	92,350.23	10,630,434	10,617,505	0.32

## 明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

## 投資有価証券の主要銘柄

## 1. 上位銘柄

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 4.25%	46,850,000	8,810.03	4,127,501,543	8,857.40	4,149,692,411	4.25	2013/8/15	6.38
2	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 4.25%	42,290,000	8,945.11	3,782,890,148	9,069.90	3,835,663,683	4.25	2014/11/15	5.90
3	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 0.75%	43,300,000	8,143.07	3,525,951,000	8,218.60	3,558,655,153	0.75	2013/8/15	5.47
4	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 4%	37,810,000	8,868.92	3,353,339,597	9,021.26	3,410,938,818	4	2015/2/15	5.25
5	イタリア	国債 証券	BTPS 4.5%	24,435,000	11,499.14	2,809,817,253	11,537.09	2,819,088,723	4.5	2020/2/1	4.34
6	スペイン	国債 証券	SPANISH GOV'T 2.5%	24,290,000	11,227.79	2,727,231,891	11,072.57	2,689,528,224	2.5	2013/10/31	4.14
7	イタリア	国債 証券	BTPS 3.5%	15,980,000	11,577.33	1,850,058,324	11,523.29	1,841,422,636	3.5	2014/6/1	2.83
8	ドイツ	国債 証券	DEUTSCHLAND REP 2.5%	14,740,000	10,626.72	1,566,379,756	11,057.62	1,629,894,160	2.5	2021/1/4	2.51
9	イタリア	国債 証券	BTPS 2%	14,070,000	11,417.39	1,606,428,042	11,400.26	1,604,017,566	2	2012/12/15	2.47
10	ベルギー	国債 証券	BELGIAN 0307 3.25%	13,200,000	11,296.78	1,491,175,620	11,314.03	1,493,452,224	3.25	2016/9/28	2.30
11	カナダ	国債 証券	CANADA-GOV'T 4.5%	15,620,000	8,990.03	1,404,242,729	9,109.22	1,422,860,526	4.5	2015/6/1	2.19
12	オランダ	国債 証券	NETHERLANDS GOVT 3.5%	11,534,000	11,365.77	1,310,928,257	11,755.55	1,355,885,736	3.5	2020/7/15	2.09
13	スペイン	国債 証券	SPANISH GOV'T 4.3%	11,858,000	10,881.70	1,290,352,839	10,633.35	1,260,902,690	4.3	2019/10/31	1.94
14	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 4.625%	13,040,000	9,089.10	1,185,219,862	9,338.73	1,217,771,675	4.625	2017/2/15	1.87
15	ドイツ	国債 証券	DEUTSCHLAND REP 4.25%	9,255,000	12,131.53	1,122,774,008	12,205.12	1,129,584,503	4.25	2014/1/4	1.74
16	オランダ	国債 証券	NETHERLANDS GOVT 3.75%	8,824,000	11,959.06	1,055,268,319	12,056.80	1,063,892,279	3.75	2014/7/15	1.64
17	フランス	国債 証券	FRANCE O.A.T. 5.75%	7,300,000	13,872.33	1,012,680,601	14,459.88	1,055,571,590	5.75	2032/10/25	1.62

18	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 3.75%	8,750,000	11,801.54	1,032,635,380	12,026.90	1,052,354,450	3.75	2017/4/25	1.62
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.125%	12,460,000	8,116.19	1,011,277,351	8,440.07	1,051,632,741	3.125	2019/5/15	1.62
20	イギリス	国債証券	TREASURY 3.75%	7,280,000	13,124.27	955,447,327	13,654.66	994,059,888	3.75	2020/9/7	1.53
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.375%	11,150,000	8,218.60	916,374,248	8,432.38	940,211,397	2.375	2016/3/31	1.45
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.25%	11,315,000	7,705.26	871,850,221	8,181.47	925,734,302	4.25	2039/5/15	1.42
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.375%	11,090,000	8,325.81	923,333,018	8,326.13	923,368,510	1.375	2013/5/15	1.42
24	イタリア	国債証券	BTPS 5%	8,130,000	10,693.14	869,352,282	10,710.38	870,754,463	5	2039/8/1	1.34
25	ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOV'T 6.5%	52,820,000	1,574.09	831,435,816	1,577.16	833,059,715	6.5	2013/5/15	1.28
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 6.25%	7,700,000	10,172.12	783,253,360	10,723.86	825,737,905	6.25	2030/5/15	1.27
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.5%	9,140,000	8,537.49	780,327,409	8,763.94	801,025,000	3.5	2018/2/15	1.23
28	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 4%	6,520,000	11,946.42	778,906,714	11,965.96	780,181,152	4	2013/4/25	1.20
29	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.25%	9,490,000	7,680.93	728,920,968	8,154.59	773,871,094	4.25	2040/11/15	1.19
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.875%	8,740,000	8,669.83	757,743,369	8,684.58	759,032,292	3.875	2013/2/15	1.17

（注）円換算評価額は円単位で表示しています。

## 2. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	97.85
合計	97.85

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

### 【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1期計算期間末（平成14年4月10日）	129,730,897	129,730,897	9,347	9,347
第2期計算期間末（平成15年4月10日）	166,073,094	166,073,094	8,076	8,076
第3期計算期間末（平成16年4月12日）	282,949,907	282,949,907	9,264	9,264
第4期計算期間末（平成17年4月11日）	427,772,661	427,772,661	9,408	9,408
第5期計算期間末（平成18年4月10日）	518,095,632	541,642,557	10,924	11,420
第6期計算期間末（平成19年4月10日）	591,813,621	618,533,639	10,989	11,485
第7期計算期間末（平成20年4月10日）	519,094,821	519,094,821	9,183	9,183
第8期計算期間末（平成21年4月10日）	415,624,183	415,624,183	7,093	7,093
第9期計算期間末（平成22年4月12日）	480,689,580	480,689,580	8,207	8,207
第10期計算期間末（平成23年4月11日）	417,865,766	417,865,766	7,876	7,876

	純資産総額(円)	1万口当たり純資産額(円)
平成22年5月末日	443,267,831	7,608
平成22年6月末日	426,502,877	7,373
平成22年7月末日	434,182,861	7,509
平成22年8月末日	415,218,921	7,251
平成22年9月末日	430,227,783	7,527
平成22年10月末日	421,492,129	7,453
平成22年11月末日	428,829,122	7,625
平成22年12月末日	427,017,712	7,785
平成23年1月末日	429,479,065	7,843
平成23年2月末日	432,811,603	7,988
平成23年3月末日	417,909,255	7,856
平成23年4月末日	413,048,005	7,848
平成23年5月24日	402,894,706	7,691

## 【分配の推移】

	1万口当たり税込み分配金(円)
第1期計算期間(平成13年4月11日から平成14年4月10日まで)	0
第2期計算期間(平成14年4月11日から平成15年4月10日まで)	0
第3期計算期間(平成15年4月11日から平成16年4月12日まで)	0
第4期計算期間(平成16年4月13日から平成17年4月11日まで)	0
第5期計算期間(平成17年4月12日から平成18年4月10日まで)	500
第6期計算期間(平成18年4月12日から平成19年4月10日まで)	500
第7期計算期間(平成19年4月11日から平成20年4月10日まで)	0
第8期計算期間(平成20年4月11日から平成21年4月10日まで)	0
第9期計算期間(平成21年4月11日から平成22年4月12日まで)	0
第10期計算期間(平成22年4月13日から平成23年4月11日まで)	0

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期計算期間(平成13年4月11日から平成14年4月10日まで)	6.53
第2期計算期間(平成14年4月11日から平成15年4月10日まで)	13.60
第3期計算期間(平成15年4月11日から平成16年4月12日まで)	14.71
第4期計算期間(平成16年4月13日から平成17年4月11日まで)	1.55
第5期計算期間(平成17年4月12日から平成18年4月10日まで)	21.39
第6期計算期間(平成18年4月11日から平成19年4月10日まで)	5.14
第7期計算期間(平成19年4月11日から平成20年4月10日まで)	16.43
第8期計算期間(平成20年4月11日から平成21年4月10日まで)	22.76
第9期計算期間(平成21年4月11日から平成22年4月12日まで)	15.71
第10期計算期間(平成22年4月13日から平成23年4月11日まで)	4.03

(注) 収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下、「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

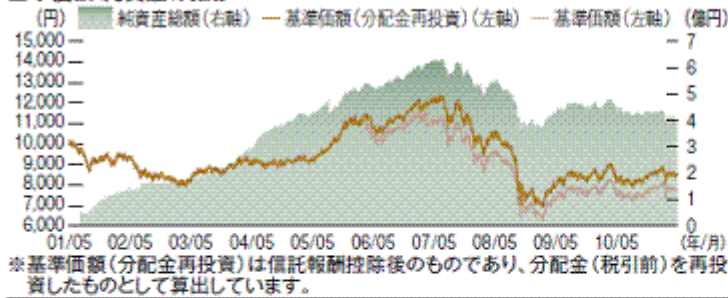
## &lt; 参考情報 &gt;

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

2011年5月24日現在

## 基準価額・純資産の推移

## 基準価額・純資産の推移



## 分配の推移

分配金の推移	
2011年4月	0円
2010年4月	0円
2009年4月	0円
2008年4月	0円
2007年4月	500円
設定来累計	1,000円
※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額	
基準価額	7,691円
純資産総額	402百万円

## 主要な資産の状況

## 資産の組入比率

資産の種類	投資比率(%)
明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド	33.16
明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド	23.95
明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド	19.26
明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	17.46
明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド	3.27
その他の資産	2.90
合計(純資産総額)	100.00

## 組入上位銘柄(各マザーファンド)

## 明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド

銘柄名	業種	投資比率(%)
1 三井物産	卸売業	3.48
2 三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.88
3 日立製作所	電気機器	2.87
4 日本電産	電気機器	2.86
5 ファミリーマート	小売業	2.75

## 明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

銘柄名	利率(%)	償還期限	種類	投資比率(%)
1 第300回利付国債10年	1.5	2019/3/20	国債証券	5.32
2 第72回利付国債5年	1.5	2013/6/20	国債証券	4.77
3 第293回利付国債10年	1.8	2018/6/20	国債証券	4.48
4 平成18年度第8回兵庫県公債	2.1	2016/8/24	地方債証券	3.87
5 第96回利付国債5年	0.5	2016/3/20	国債証券	3.19

## 明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド

銘柄名	国/地域	業種	投資比率(%)
1 PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	アメリカ	食品・飲料・タバコ	2.03
2 APPLE INC	アメリカ	テクノロジー/ハードウェア/ソフトウェア	1.94
3 NESTLE SA-REG	スイス	食品・飲料・タバコ	1.90
4 JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	各種金融	1.79
5 EXXON MOBIL CORP	アメリカ	エネルギー	1.69

## 明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

銘柄名	利率(%)	償還期限	通貨	国/地域	種類	投資比率(%)
1 US TREASURY N/B 4.25%	4.25	2013/ 8/15	USD	アメリカ	国債証券	6.38
2 US TREASURY N/B 4.25%	4.25	2014/11/15	USD	アメリカ	国債証券	5.90
3 US TREASURY N/B 0.75%	0.75	2013/ 8/15	USD	アメリカ	国債証券	5.47
4 US TREASURY N/B 4%	4	2015/ 2/15	USD	アメリカ	国債証券	5.25
5 BTIPS 4.5%	4.5	2020/ 2/ 1	EUR	イタリア	国債証券	4.34

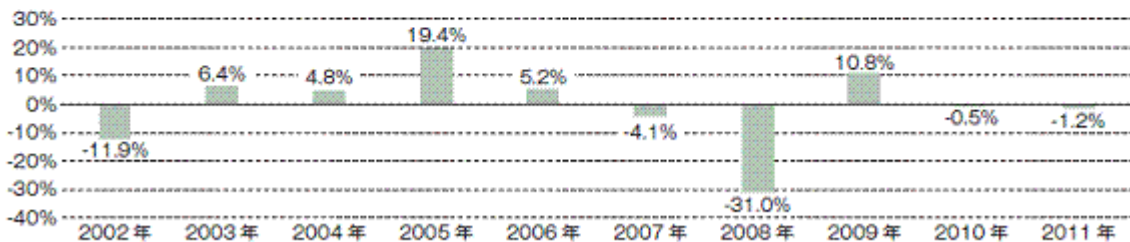
## 明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド

銘柄名	業種	投資比率(%)
1 セリア	小売業	3.17
2 牧野フライス製作所	機械	3.10
3 日本触媒	化学	3.01
4 日特エンジニアリング	機械	2.97
5 静岡瓦斯	電気・ガス業	2.86

※マザーファンドの対純資産総額比

## 年間収益率の推移(暦年ベース)

## 年間収益率



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。

※2011年は5月24日までの収益率です。

## (4)【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間（平成13年4月11日から平成14年4月10日まで）	142,709,221	3,920,299
第2期計算期間（平成14年4月11日から平成15年4月10日まで）	76,639,175	9,800,799
第3期計算期間（平成15年4月11日から平成16年4月12日まで）	133,534,920	33,718,423
第4期計算期間（平成16年4月13日から平成17年4月11日まで）	211,449,357	62,191,170
第5期計算期間（平成17年4月12日から平成18年4月10日まで）	165,207,915	145,628,578
第6期計算期間（平成18年4月11日から平成19年4月10日まで）	170,098,684	105,804,757
第7期計算期間（平成19年4月11日から平成20年4月10日まで）	134,827,605	108,097,779
第8期計算期間（平成20年4月11日から平成21年4月10日まで）	103,844,065	83,204,837
第9期計算期間（平成21年4月11日から平成22年4月12日まで）	70,992,859	71,209,433
第10期計算期間（平成22年4月13日から平成23年4月11日まで）	48,247,152	103,423,476

設定数量には当初申込期間中の販売口数を含みます。

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込（販売）手続等】

1. 取得のお申込みの際には、販売会社が取引口座を開設していただきます。

販売会社と販売会社以外の取次会社が取次契約を結ぶことにより、当該取次会社がファンドの取扱いを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

2. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
3. 取得価額は取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する額の合計額（申込代金）を、販売会社が指定した期日までに販売会社においてお支払いいただきます。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

4. 申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、2.1%（税抜2.0%）を上限として各販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額となります。

「税抜」における税とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額をいいます。（以下同じ。）

申込手数料につきましては、お申込みの販売会社または下記委託会社にお問合せください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

販売会社により、他のファンドの償還金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドをお申込みいただく場合には、その償還金額の範囲内（単位型投信においては、償還額と元本額のいずれか大きい額）で取得する部分については無手数料となる場合（償還乗換優遇制度）があります。また、一定の要件を満たした他のファンドの換金代金の範囲内での当ファンドの取得について、手数料率が優遇される場合（償還前乗換優遇制度）があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

5. お申込単位は、販売会社が定める申込単位となります。

自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については1口単位とします。

6. ファンドのお申込みには、収益の分配が行われるごとに分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」と、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料でファンドに再投資する「分配金再投資コース」があります。分配金の受取方法を途中で変更することはできません。

「分配金再投資コース」を選択する場合には、取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約（販売会社により異なる名称を用いる場合があります。）を締結する必要があります。

販売会社により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」のどちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

分配金再投資コースで当ファンドの取得申込みをする場合であっても、販売会社によっては、分配金を定期的に取り取るための定期引出契約（販売会社により異なる名称を用いる場合があります。）を締結することにより、分配金を受け取ることができる場合があります。

7. 申込期間中における取得申込みの受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受け付けとして取扱います。
8. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受け付けを取消することができるものとします。

## 2【換金（解約）手続等】

### ・信託の一部解約（解約請求制）

1. 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
2. 一部解約の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から0.2%の信託財産留保額を控除した金額とします。解約代金は請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

「信託財産留保額」とは、受益者の公平性および運用資金の安定性に資するために投資信託を中途解約される受益者の基準価額から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額をいいます。

3. 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われず。
4. 換金手数料はありません。
5. ご換金単位は、販売会社が定める単位とします。  
自動継続投資契約にかかる受益権については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。
6. 一部解約の実行請求の受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受け付けとなります。
7. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。
8. 上記により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記の規定に準じて計算された価額とします。
9. 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。



### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

なお、ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。） 価格情報会社の提供する価額 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
親投資信託受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行いません。 また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

#### (2)【保管】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

この信託の期間は無期限です。

#### (4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年4月11日から翌年4月10日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

#### (5)【その他】

信託の終了および繰上償還条項

1. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、委託会社はこの信託契約の解約を行わないものとします。
5. 委託会社は、この信託契約の解約を行わないときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 上記3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずに公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しないものとします。

信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

#### 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、この信託は、その委託会社と受託会社との間において存続します。

#### 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 償還金について

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

#### 委託会社の事業および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、その変更事項のうちその内容が重要なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

#### 反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

#### 運用報告書

委託会社は、法令の定めるところにより、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を、計算期間終了毎に作成のうえ、販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に交付します。また、販売会社の本支店で、受取ることもできます。

#### その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、通常、月次の運用レポートを作成しており、販売会社にて入手可能です。また、委託会社のホームページ

においても入手可能です。

#### 公 告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。  
<http://www.myam.co.jp/>
2. 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」は、契約期間満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### (1) 収益分配金請求権

受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、収益分配金についてその支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

分配金再投資コースにお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社を通じて、自動継続投資契約に基づき、原則として税控除後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### (2) 償還金請求権

受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

### (3) 受益権の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託銀行の協議により定めた手続きにより行うものとします。

### (4) 信託の一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を販売会社を通して委託会社に請求することができます。一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

### (5) 帳簿閲覧謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

## 第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間(平成21年4月11日から平成22年4月12日まで)の財務諸表については、あずさ監査法人による監査を受け、第10期計算期間(平成22年4月13日から平成23年4月11日まで)の財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。  
なお、従来から当ファンドが監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となりました。

## 1【財務諸表】

明治安田グローバルバランスオープン

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 (平成22年4月12日現在)	第10期 (平成23年4月11日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	18,040,185	16,468,853
親投資信託受益証券	466,451,935	404,753,475
未収利息	27	27
流動資産合計	484,492,147	421,222,355
資産合計	484,492,147	421,222,355
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	156,034	-
未払受託者報酬	193,848	178,428
未払委託者報酬	3,440,629	3,167,076
その他未払費用	12,056	11,085
流動負債合計	3,802,567	3,356,589
負債合計	3,802,567	3,356,589
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	585,727,726	530,551,402
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	105,038,146	112,685,636
(分配準備積立金)	52,251,480	44,953,314
元本等合計	480,689,580	417,865,766
純資産合計	480,689,580	417,865,766
負債純資産合計	484,492,147	421,222,355

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期 （自平成21年4月11日 至平成22年4月12日）	第10期 （自平成22年4月13日 至平成23年4月11日）
営業収益		
受取利息	3,934	7,612
有価証券売買等損益	72,347,059	13,238,460
営業収益合計	72,350,993	13,230,848
営業費用		
受託者報酬	380,885	363,763
委託者報酬	6,760,414	6,456,737
その他費用	23,686	22,607
営業費用合計	7,164,985	6,843,107
営業利益又は営業損失（ ）	65,186,008	20,073,955
経常利益又は経常損失（ ）	65,186,008	20,073,955
当期純利益又は当期純損失（ ）	65,186,008	20,073,955
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	3,634,842	4,634,902
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	170,320,117	105,038,146
剰余金増加額又は欠損金減少額	20,549,419	18,946,102
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	20,549,419	18,946,102
剰余金減少額又は欠損金増加額	16,818,614	11,154,539
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	16,818,614	11,154,539
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	105,038,146	112,685,636

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第9期 (自平成21年4月11日 至平成22年4月12日)	第10期 (自平成22年4月13日 至平成23年4月11日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	同左
2. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成21年4月11日から平成22年4月12日までとなっております。	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成22年4月13日から平成23年4月11日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第9期 (平成22年4月12日現在)	第10期 (平成23年4月11日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	585,727,726口	530,551,402口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 105,038,146円	元本の欠損 112,685,636円
3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	0.8207円	0.7876円

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

第9期 （自平成21年4月11日 至平成22年4月12日）		第10期 （自平成22年4月13日 至平成23年4月11日）	
分配金の計算過程 計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した配当等収益（注1）、有価証券売買等損益より経費、繰越欠損金補てん額を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）、分配準備積立金（配当等収益）（注3）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した118,837,907円が当期の分配対象収益となりますが、当期の分配は行っておりません。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。		分配金の計算過程 計算期間末に、配当等収益（注1）より経費を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）、分配準備積立金（配当等収益）（注3）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した109,193,742円が当期の分配対象収益となりますが、当期の分配は行っておりません。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。	
（単位：円）		（単位：円）	
配当等収益（注1）	8,846,360	配当等収益（注1）	8,209,053
有価証券売買等損益	63,504,633	経費	6,843,107
解約に伴う当期純利益分配額	3,634,842	収益調整金（その他収益調整金）（注2）	64,240,428
経費	7,164,985	分配準備積立金（配当等収益）（注3）	10,241,676
繰越欠損金補てん額	53,626,993	分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）	33,345,692
収益調整金（その他収益調整金）（注2）	66,586,427	分配対象収益合計 $F(A - B + C + D + E)$	109,193,742
分配準備積立金（配当等収益）（注3）	4,353,301	当ファンドの当期末残存受益権口数	530,551,402 (口)
分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）	39,974,006	分配可能額	109,193,742
分配対象収益合計 $I(A + B - C - D - E + F + G + H)$	118,837,907	1口当たり分配可能額	$I(H / G)$ 0.2058
当ファンドの当期末残存受益権口数	585,727,726 (口)	1口当たり分配額	0
分配可能額	118,837,907	収益分配金額	0
1口当たり分配可能額	$L(K / J)$ 0.2029		
1口当たり分配額	0		
収益分配金額	0		



第9期 (自平成21年4月11日 至平成22年4月12日)	第10期 (自平成22年4月13日 至平成23年4月11日)
<p>(注1) 配当等収益</p> <p>配当等収益には、当ファンドの受取利息3,934円及び親投資信託からの分配可能額8,842,426円を含めて表示しております。</p> <p>(注2) 収益調整金</p> <p>収益調整金は各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本の差額をいい、その計上方法により収益調整金（その他収益調整金）と収益調整金（有価証券売買等損益相当額）の2つがあります。信託時の受益証券の価額は、信託財産の純資産総額のうち元本部分、配当等収益などに相当する部分、有価証券売買損益などに相当する部分のそれぞれの純資産総額に対する割合に応じて、それぞれの相当額に分け、元本相当部分は元本に、配当等収益などに相当する部分は収益調整金（その他収益調整金）に、有価証券売買損益などに相当する部分は収益調整金（有価証券売買等損益相当額）に計上されます。</p> <p>収益調整金は追加信託のつど計上され、解約に伴う収益分配のつど調整されます。</p> <p>収益調整金は、毎計算期末において、分配にあてることができます。ただし、欠損のある場合には、当該金額に相当する売買損益相当収益調整金を当該科目に留保します。</p> <p>(注3) 分配準備積立金（配当等収益）</p> <p>経費控除後の配当等収益（受取利息、受取配当金等）は全額分配することができますが、その全部または一部を信託財産中に留保することができます。分配にあてず信託財産中に留保した配当等収益は分配準備積立金（配当等収益）に計上され翌期に繰り越されます。前期から繰り越された分配準備積立金は全額分配に使用することができます。</p> <p>(注4) 分配準備積立金（有価証券売買等利益）</p> <p>経費控除後の有価証券売買等利益は、繰越欠損がある場合にはこれを補てんした後の残額を分配することができます。また繰越欠損がない場合は経費控除後の有価証券売買等利益は全額分配することができます。分配にあてず信託財産中に留保した有価証券売買等利益は分配準備積立金中の有価証券売買等利益として計上されます。前期から繰り越された分配準備積立金は全額分配に使用することができます。</p>	<p>(注1) 配当等収益</p> <p>配当等収益には、当ファンドの受取利息7,612円及び親投資信託からの分配可能額8,201,441円を含めて表示しております。</p> <p>(注2) 収益調整金</p> <p>同左</p> <p>(注3) 分配準備積立金（配当等収益）</p> <p>同左</p> <p>(注4) 分配準備積立金（有価証券売買等利益）</p> <p>同左</p>

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

(追加情報)

第9期 (自平成21年4月11日 至平成22年4月12日)	第10期 (自平成22年4月13日 至平成23年4月11日)
<p>当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。</p>	

## (1) 金融商品の状況に関する事項

第9期 (自平成21年4月11日 至平成22年4月12日)	第10期 (自平成22年4月13日 至平成23年4月11日)
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、証券投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4) 附属明細表」に記載しております。これらは、株価変動リスク、信用リスク、流動性リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会において協議・報告される体制となっております。	同左

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

第9期 (平成22年4月12日現在)	第10期 (平成23年4月11日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

第9期 (平成22年4月12日現在)	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	60,133,950
合計	60,133,950

## 売買目的有価証券

第10期 (平成23年4月11日現在)	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	7,560,319
合計	7,560,319

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第9期 （平成22年4月12日現在）	第10期 （平成23年4月11日現在）
1. 期首元本額	585,944,300円	585,727,726円
期中追加設定元本額	70,992,859円	48,247,152円
期中一部解約元本額	71,209,433円	103,423,476円

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	明治安田日本株式ポートフォリオ・マ ザーファンド	245,756,015	135,632,744	
親投資信託 受益証券	明治安田中小型株式ポートフォリオ・マ ザーファンド	16,523,749	13,333,013	
親投資信託 受益証券	明治安田外国債券ポートフォリオ・マ ザーファンド	50,448,831	74,623,910	
親投資信託 受益証券	明治安田日本債券ポートフォリオ・マ ザーファンド	82,639,982	95,945,019	
親投資信託 受益証券	明治安田外国株式ポートフォリオ・マ ザーファンド	94,154,005	85,218,789	
	合計	489,522,582	404,753,475	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券、「明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券、「明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券、「明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券、「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。  
なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド

（1）貸借対照表

区分	（平成22年4月12日現在）	（平成23年4月11日現在）
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	245,488	136,965
コール・ローン	35,832,402	72,927,275
株式	3,436,099,850	3,196,254,140
未収入金	39,173,936	-
未収配当金	30,257,074	35,300,550
未収利息	54	119
流動資産合計	3,541,608,804	3,304,619,049
資産合計	3,541,608,804	3,304,619,049
負債の部		
流動負債		
未払金	39,362,131	-
流動負債合計	39,362,131	-
負債合計	39,362,131	-
純資産の部		
元本等		
元本	5,689,434,950	5,988,198,333
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	2,187,188,277	2,683,579,284
元本等合計	3,502,246,673	3,304,619,049
純資産合計	3,502,246,673	3,304,619,049
負債純資産合計	3,541,608,804	3,304,619,049

（注）明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンドの計算期間は、毎年4月19日から翌年4月18日までであり、開示対象ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は平成22年4月12日・平成23年4月11日現在における明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンドの状況です。

## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成21年 4月11日 至 平成22年 4月12日)	(自 平成22年 4月13日 至 平成23年 4月11日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価 で評価しております。時価評価にあ たっては、金融商品取引所における最 終相場（最終相場のないものについ ては、それに準ずる価額）、または金 融商品取引業者等から提示される気 配相場に基づいて評価しております。	同左
2. 収益及び費用の計上 基準	受取配当金 原則として株式の配当落ち日におい て、確定配当金額または予想配当金額 を計上しております。	同左

## (貸借対照表に関する注記)

区分	(平成22年 4月12日現在)	(平成23年 4月11日現在)
1. 当該計算期 間の末日に おける受益 権の総数	5,689,434,950口	5,988,198,333口
2. 投資信託財 産の計算に 関する規則 第55条の6 第10号に規 定する額	元本の欠損 2,187,188,277円	元本の欠損 2,683,579,284円
3. 当該計算期 間の末日に おける1単 位当たりの 純資産の額	0.6156円	0.5519円

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## (追加情報)

(自 平成21年 4月11日 至 平成22年 4月12日)	(自 平成22年 4月13日 至 平成23年 4月11日)
当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」 (企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10 日)を適用しております。	

## (1) 金融商品の状況に関する事項

(自 平成21年 4月11日 至 平成22年 4月12日)	(自 平成22年 4月13日 至 平成23年 4月11日)
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、証券投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載しております。これらは、株価変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっております。	同左

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

(平成22年 4月12日現在)	(平成23年 4月11日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法 株式 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

(平成22年 4月12日現在)	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	399,721,190
合計	399,721,190

## 売買目的有価証券

(平成23年 4月11日現在)	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	275,273,818
合計	275,273,818

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	（平成22年4月12日現在）		（平成23年4月11日現在）	
1. 期首元本額 （注1）		6,680,689,252円		5,690,740,221円
期中追加設定元本額		638,795,671円		751,527,313円
期中一部解約元本額		1,630,049,973円		454,069,201円
平成22年4月12日現在・平成23年4月11日現在における元本の内訳 （注2）				
	MDAM日本株式リサーチオープン	1,792,155,259円	明治安田日本株式リサーチオープン	1,722,683,525円
	MDAM・DC日本株式リサーチオープン	1,225,905,697円	明治安田DC日本株式リサーチオープン	1,455,711,201円
	MDAM・DCハートフルライフ（プラン70）	444,423,554円	明治安田DCハートフルライフ（プラン70）	511,025,317円
	MDAMグローバルバランスオープン	285,196,480円	明治安田グローバルバランスオープン	245,756,015円
	MDAM・DCグローバルバランスオープン	432,999,355円	明治安田DCグローバルバランスオープン	446,291,856円
	MDAM・DCハートフルライフ（プラン30）	142,179,325円	明治安田DCハートフルライフ（プラン30）	180,268,425円
	MDAM・DCハートフルライフ（プラン50）	363,921,942円	明治安田DCハートフルライフ（プラン50）	442,158,626円
	MDAM・VA日本株式オープン（適格機関投資家私募）	480,176,924円	明治安田VA日本株式オープン（適格機関投資家私募）	457,900,684円
	MDAM・VAハートフルライフ30（適格機関投資家私募）	299,339,008円	明治安田VAハートフルライフ30（適格機関投資家私募）	306,962,012円
	MDAM・VAハートフルライフ50（適格機関投資家私募）	223,137,406円	明治安田VAハートフルライフ50（適格機関投資家私募）	219,440,672円
	合計	5,689,434,950円	合計	5,988,198,333円

（注1）当該親投資信託受益証券の計算期間の期首における元本額

（注2）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
積水ハウス	70,000	777	54,390,000	
きんでん	80,000	734	58,720,000	
日清食品ホールディングス	13,400	2,925	39,195,000	
セブン&アイ・ホールディングス	20,600	2,129	43,857,400	
クラレ	34,500	1,080	37,260,000	
レンゴー	136,000	506	68,816,000	
イビデン	33,400	2,645	88,343,000	
大陽日酸	123,000	671	82,533,000	
宇部興産	65,000	251	16,315,000	
エーザイ	22,400	2,996	67,110,400	
ロート製薬	65,000	841	54,665,000	
第一三共	52,900	1,589	84,058,100	
日本ペイント	121,000	535	64,735,000	
フジ・メディア・ホールディングス	783	112,600	88,165,800	
富士フイルムホールディングス	35,800	2,531	90,609,800	
ブリヂストン	43,000	1,729	74,347,000	
東海カーボン	85,000	427	36,295,000	
神戸製鋼所	347,000	209	72,523,000	
三菱マテリアル	161,000	272	43,792,000	
ダイキン工業	21,200	2,536	53,763,200	
NTN	208,000	371	77,168,000	
日立製作所	203,000	411	83,433,000	
日本電産	12,600	7,030	88,578,000	
パナソニック	71,200	1,028	73,193,600	
ウシオ電機	46,000	1,607	73,922,000	
日産自動車	80,800	697	56,317,600	
マツダ	391,000	174	68,034,000	
豊田合成	49,600	1,615	80,104,000	
島津製作所	108,000	698	75,384,000	
リコー	27,000	931	25,137,000	
ファミリーマート	30,800	2,972	91,537,600	
三井物産	84,200	1,502	126,468,400	
三菱商事	30,300	2,285	69,235,500	
しまむら	10,600	7,380	78,228,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	60,000	390	23,400,000	
三井住友トラスト・ホールディングス	136,590	300	40,977,000	
三井住友フィナンシャルグループ	23,100	2,573	59,436,300	
静岡銀行	111,000	724	80,364,000	
SBIホールディングス	5,956	8,890	52,948,840	
オリックス	11,380	7,530	85,691,400	
野村ホールディングス	150,600	421	63,402,600	
東京海上ホールディングス	21,000	2,340	49,140,000	
T&Dホールディングス	23,000	2,001	46,023,000	
住友不動産販売	20,700	3,130	64,791,000	
東日本旅客鉄道	11,700	4,690	54,873,000	
商船三井	96,000	459	44,064,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	518	151,200	78,321,600	
東京瓦斯	134,000	377	50,518,000	
ベネッセホールディングス	20,700	3,465	71,725,500	
ソフトバンク	13,100	3,385	44,343,500	
合計	3,723,427		3,196,254,140	



## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド

## (1) 貸借対照表

区分	(平成22年4月12日現在)	(平成23年4月11日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,200,233	10,430,635
株式	343,740,700	315,307,700
未収入金	25,067,829	2,781,614
未収配当金	2,593,250	2,871,500
未収利息	12	17
流動資産合計	379,602,024	331,391,466
資産合計	379,602,024	331,391,466
負債の部		
流動負債		
未払金	25,162,568	3,240,094
流動負債合計	25,162,568	3,240,094
負債合計	25,162,568	3,240,094
純資産の部		
元本等		
元本	428,615,938	406,661,669
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	74,176,482	78,510,297
元本等合計	354,439,456	328,151,372
純資産合計	354,439,456	328,151,372
負債純資産合計	379,602,024	331,391,466

(注) 明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンドの計算期間は、毎年4月19日から翌年4月18日までであり、開示対象ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は平成22年4月12日・平成23年4月11日現在における明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンドの状況です。

## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成21年 4月11日 至 平成22年 4月12日)	(自 平成22年 4月13日 至 平成23年 4月11日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価 で評価しております。時価評価にあ たっては、金融商品取引所における最 終相場（最終相場のないものについ ては、それに準ずる価額）、または金 融商品取引業者等から提示される気 配相場に基づいて評価しております。	同左
2. 収益及び費用の計上 基準	受取配当金 原則として株式の配当落ち日におい て、確定配当金額または予想配当金額 を計上しております。	同左

## (貸借対照表に関する注記)

区分	(平成22年 4月12日現在)	(平成23年 4月11日現在)
1. 当該計算期 間の末日に おける受益 権の総数	428,615,938口	406,661,669口
2. 投資信託財 産の計算に 関する規則 第55条の6 第10号に規 定する額	元本の欠損 74,176,482円	元本の欠損 78,510,297円
3. 当該計算期 間の末日に おける1単 位当たりの 純資産の額	0.8269円	0.8069円

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## (追加情報)

(自 平成21年 4月11日 至 平成22年 4月12日)	(自 平成22年 4月13日 至 平成23年 4月11日)
当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」 (企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10 日)を適用しております。	

## (1) 金融商品の状況に関する事項

(自 平成21年 4月11日 至 平成22年 4月12日)	(自 平成22年 4月13日 至 平成23年 4月11日)
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、証券投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載しております。これらは、株価変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっております。	同左

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

(平成22年 4月12日現在)	(平成23年 4月11日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法 株式 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

(平成22年 4月12日現在)	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	19,125,805
合計	19,125,805

## 売買目的有価証券

(平成23年 4月11日現在)	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	11,024,841
合計	11,024,841

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	（平成22年4月12日現在）	（平成23年4月11日現在）
1. 期首元本額 （注1）	545,674,339円	426,808,491円
期中追加設 定元本額	98,631,884円	88,330,262円
期中一部解 約元本額	215,690,285円	108,477,084円
平成22年4 月12日現在 ・平成23年 4月11日現 在における 元本の内訳 （注2）		
MDAM日本株式リサ ーチオープン	134,499,035円	明治安田日本株式リサ ーチオープン 116,061,415円
MDAM・DC日本株式 リサーチオープン	92,439,982円	明治安田DC日本株式リ サーチオープン 97,223,300円
MDAM・DCハートフ ルライフ（プラン70）	33,441,636円	明治安田DCハートフル ライフ（プラン70） 36,440,863円
MDAMグローバルバラ ンスオープン	21,638,917円	明治安田グローバルバラ ンスオープン 16,523,749円
MDAM・DCグローバ ルバランスオープン	32,719,604円	明治安田DCグローバ ルバランスオープン 30,024,358円
MDAM・DCハートフ ルライフ（プラン30）	10,696,404円	明治安田DCハートフル ライフ（プラン30） 12,777,399円
MDAM・DCハートフ ルライフ（プラン50）	27,370,928円	明治安田DCハートフル ライフ（プラン50） 30,100,218円
MDAM・VA日本株式 オープン（適格機関投資 家私募）	35,849,994円	明治安田VA日本株式 オープン（適格機関投資 家私募） 30,852,741円
MDAM・VAハートフ ルライフ30（適格機関 投資家私募）	22,497,063円	明治安田VAハートフル ライフ30（適格機関投 資家私募） 20,887,571円
MDAM・VAハートフ ルライフ50（適格機関 投資家私募）	17,462,375円	明治安田VAハートフル ライフ50（適格機関投 資家私募） 15,770,055円
合計	428,615,938円	合計 406,661,669円

（注1）当該親投資信託受益証券の計算期間の期首における元本額

（注2）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
ショーボンドホールディングス	1,800	2,118	3,812,400	
新日鉄ソリューションズ	900	1,476	1,328,400	
メッセージ	22	227,300	5,000,600	
エムスリー	9	502,000	4,518,000	
セリア	47	205,000	9,635,000	
スタートトゥデイ	1,500	1,160	1,740,000	
富士紡ホールディングス	9,000	168	1,512,000	
コスモス薬品	500	3,480	1,740,000	
デジタルハーツ	52	165,800	8,621,600	
グリー	2,900	1,380	4,002,000	
GMOペイメントゲートウェイ	1	300,000	300,000	
日本触媒	10,000	977	9,770,000	
プロトコーポレーション	2,100	3,005	6,310,500	
エン・ジャパン	61	122,300	7,460,300	
クミアイ化学工業	31,000	230	7,130,000	
日立電線	37,000	198	7,326,000	
アーレスティ	12,000	627	7,524,000	
エイチワン	2,900	635	1,841,500	
牧野フライス製作所	14,000	722	10,108,000	
旭ダイヤモンド工業	2,000	1,551	3,102,000	
日特エンジニアリング	10,600	855	9,063,000	
エヌ・ピー・シー	4,600	1,682	7,737,200	
トーヨーカネツ	47,000	209	9,823,000	
竹内製作所	3,500	1,067	3,734,500	
新晃工業	10,000	277	2,770,000	
ホンザキ電機	3,100	1,412	4,377,200	
東洋電機製造	10,000	371	3,710,000	
高岳製作所	7,000	355	2,485,000	
第一精工	800	4,190	3,352,000	
メルコホールディングス	1,500	2,375	3,562,500	
マスプロ電工	2,300	758	1,743,400	
エレコム	5,500	896	4,928,000	
アンリツ	6,000	580	3,480,000	
日本航空電子工業	11,000	519	5,709,000	
日本電産リード	6,600	1,116	7,365,600	
メガチップス	4,300	1,382	5,942,600	
フェローテック	4,500	1,726	7,767,000	
浜松ホトニクス	2,300	3,155	7,256,500	
ニチコン	7,400	1,193	8,828,200	
カヤバ工業	15,000	617	9,255,000	
プレス工業	15,000	311	4,665,000	
ナガイレーベン	200	2,100	420,000	
ドウシシャ	1,700	1,644	2,794,800	
ナカニシ	300	8,860	2,658,000	
タムロン	2,700	1,771	4,781,700	
朝日インテック	5,500	1,670	9,185,000	
フジシールインターナショナル	3,300	1,682	5,550,600	
パラマウントベッド	2,200	2,145	4,719,000	
ニフコ	2,600	1,863	4,843,800	
エイチ・ツー・オー リテイリング	3,000	557	1,671,000	
スパークス・グループ	609	8,400	5,115,600	
NECキャピタルソリューション	6,300	1,276	8,038,800	
東栄住宅	6,100	905	5,520,500	
京成電鉄	13,000	465	6,045,000	
スカイマーク	4,100	916	3,755,600	
静岡瓦斯	20,500	509	10,434,500	
ダイセキ	3,400	1,540	5,236,000	
加藤産業	5,100	1,412	7,201,200	
アークス	5,700	1,228	6,999,600	
合計	392,101		315,307,700	

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

## (1) 貸借対照表

区分	(平成22年4月12日現在)	(平成23年4月11日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	82,956,217	64,683,567
国債証券	2,259,967,820	2,733,542,240
地方債証券	603,783,840	502,865,820
特殊債券	605,729,006	386,413,467
社債券	1,211,725,000	1,310,678,000
未収利息	11,811,322	13,187,483
前払費用	3,980,634	1,603,107
流動資産合計	4,779,953,839	5,012,973,684
資産合計	4,779,953,839	5,012,973,684
負債の部		
流動負債		
未払金	30,680,800	-
未払解約金	-	4,380,000
流動負債合計	30,680,800	4,380,000
負債合計	30,680,800	4,380,000
純資産の部		
元本等		
元本	4,156,432,409	4,313,894,428
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	592,840,630	694,699,256
元本等合計	4,749,273,039	5,008,593,684
純資産合計	4,749,273,039	5,008,593,684
負債純資産合計	4,779,953,839	5,012,973,684

## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成21年 4月11日 至 平成22年 4月12日)	(自 平成22年 4月13日 至 平成23年 4月11日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	<p>公社債 個別法に基づき、以下のとおり、法令 および社団法人投資信託協会規則に 従って時価で評価しております。原則 として、日本証券業協会発表の店頭 売買参考統計値（平均値）、金融商 品取引業者の提示する価額（ただし、 売気配相場は使用しない）、価格情 報会社（野村総合研究所）の提供す る価額 - などに基ついて時価評価し ております。ただし、残存期間1年内 の公社債（外貨建公社債は除く）に ついては、合理的かつ受益者の利益を 害しないと判断し償却原価法に基つ いて評価しております。時価が入手不 能の場合、又は入手した評価額が時価 と認定できない事由を認めた場合は、 忠実義務に基づき当社が合理的事由 をもって時価と認める評価額により 評価しております。</p>	<p>公社債 個別法に基づき、以下のとおり、法令 および社団法人投資信託協会規則に 従って時価で評価しております。原則 として、日本証券業協会発表の店頭 売買参考統計値（平均値）、金融商品取 引業者の提示する価額（ただし、売気 配相場は使用しない）、価格情報会社 （野村総合研究所）の提供する価額 - などに基ついて時価評価してありま す。時価が入手不能の場合、又は入手し た評価額が時価と認定できない事由を 認めた場合は、忠実義務に基づき当社 が合理的事由をもって時価と認める評 価額により評価しております。</p> <p>（会計方針の変更） 残存期間1年以内の公社債（外貨建 公社債を除く）については、償却原価 法に基ついて評価していましたが、 金利変動等の市場環境の変化に伴い、 市場価格に基ついた評価を行うことが ファンドの信託財産の状態をより適正 に反映できると判断したため、平成22 年10月1日より時価評価する方法に変 更しました。この変更による純資産総 額への影響は軽微であります。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

区分	(平成22年 4月12日現在)	(平成23年 4月11日現在)
1. 当該計算期 間の末日に おける受益 権の総数	4,156,432,409口	4,313,894,428口
2. 当該計算期 間の末日に おける1単 位当たりの 純資産の額	1.1426円	1.1610円

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## (追加情報)

(自 平成21年 4月11日 至 平成22年 4月12日)	(自 平成22年 4月13日 至 平成23年 4月11日)
<p>当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」 （企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」 （企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10 日）を適用しております。</p>	

## (1) 金融商品の状況に関する事項

(自 平成21年 4月11日 至 平成22年 4月12日)	(自 平成22年 4月13日 至 平成23年 4月11日)
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、証券投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載しております。これらは、信用リスク、流動性リスク、金利変動リスクなどに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっております。	同左

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

(平成22年 4月12日現在)	(平成23年 4月11日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法 公社債 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

(平成22年 4月12日現在)	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	2,736,930
地方債証券	12,260,280
特殊債券	4,079,006
社債券	54,403,000
合計	73,479,216



## 売買目的有価証券

（平成23年4月11日現在）	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	8,085,250
地方債証券	96,020
特殊債券	730,380
社債券	847,000
合計	8,297,890

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

## 元本の移動

区分	（平成22年4月12日現在）	（平成23年4月11日現在）
1. 期首元本額	3,890,544,433円	4,156,432,409円
期中追加設定元本額	733,765,533円	758,598,323円
期中一部解約元本額	467,877,557円	601,136,304円
期末現在における元本の内訳（注）		
MDAM・DCハートフルライフ（プラン70）	102,870,803円	明治安田DCハートフルライフ（プラン70） 110,744,035円
MDAMグローバルバランスオープン	109,024,125円	明治安田グローバルバランスオープン 82,639,982円
MDAM・DCグローバルバランスオープン	164,837,785円	明治安田DCグローバルバランスオープン 149,755,011円
MDAM日本債券オープン	575,577,623円	明治安田日本債券オープン 489,104,514円
MDAM・DCハートフルライフ（プラン30）	245,034,042円	明治安田DCハートフルライフ（プラン30） 278,172,537円
MDAM・DCハートフルライフ（プラン50）	272,661,232円	明治安田DCハートフルライフ（プラン50） 294,913,032円
MDAM・DC日本債券オープン	1,983,278,715円	明治安田DC日本債券オープン 2,288,067,717円
MDAM資産形成サポートファンド（隔月決算型）	20,779,350円	明治安田資産形成サポートファンド（隔月決算型） 11,097,212円
MDAM資産形成サポートファンド（1年決算型）	5,616,992円	明治安田資産形成サポートファンド（1年決算型） 5,394,382円
MDAM・VAハートフルライフ30（適格機関投資家私募）	510,860,107円	明治安田VAハートフルライフ30（適格機関投資家私募） 457,408,502円
MDAM・VAハートフルライフ50（適格機関投資家私募）	165,891,635円	明治安田VAハートフルライフ50（適格機関投資家私募） 146,597,504円
合計	4,156,432,409円	合計 4,313,894,428円

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（3）附属明細表

第1有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
国債証券	第88回利付国債5年	124,000,000	124,383,160	
国債証券	第88回利付国債5年	78,000,000	78,241,020	
国債証券	第1回利付国債40年	6,000,000	6,023,580	
国債証券	第2回利付国債40年	9,000,000	8,591,400	
国債証券	第3回利付国債40年	11,000,000	10,493,780	
国債証券	第3回利付国債40年	2,000,000	1,907,960	
国債証券	第276回利付国債10年	50,000,000	52,505,500	
国債証券	第285回利付国債10年	84,000,000	88,935,000	
国債証券	第288回利付国債10年	16,000,000	16,922,720	
国債証券	第290回利付国債10年	15,000,000	15,534,900	
国債証券	第293回利付国債10年	70,000,000	74,326,000	
国債証券	第296回利付国債10年	47,000,000	48,794,930	
国債証券	第298回利付国債10年	40,000,000	40,856,000	
国債証券	第298回利付国債10年	15,000,000	15,321,000	
国債証券	第300回利付国債10年	255,000,000	263,787,300	
国債証券	第305回利付国債10年	72,000,000	72,794,880	
国債証券	第306回利付国債10年	150,000,000	152,542,500	
国債証券	第309回利付国債10年	70,000,000	69,220,200	
国債証券	第312回利付国債10年	70,000,000	69,397,300	
国債証券	第313回利付国債10年	367,000,000	366,354,080	
国債証券	第4回利付国債30年	20,000,000	22,582,400	
国債証券	第8回利付国債30年	7,000,000	6,589,870	
国債証券	第9回利付国債30年	20,000,000	17,420,800	
国債証券	第14回利付国債30年	11,000,000	11,439,890	
国債証券	第18回利付国債30年	15,000,000	15,271,050	
国債証券	第22回利付国債30年	10,000,000	10,550,900	
国債証券	第23回利付国債30年	25,000,000	26,343,250	
国債証券	第27回利付国債30年	21,000,000	22,126,860	
国債証券	第28回利付国債30年	14,000,000	14,735,140	
国債証券	第33回利付国債30年	95,000,000	89,918,450	
国債証券	第29回利付国債20年	40,000,000	46,526,800	
国債証券	第36回利付国債20年	10,000,000	11,384,800	
国債証券	第38回利付国債20年	58,000,000	65,108,480	
国債証券	第52回利付国債20年	7,000,000	7,504,350	
国債証券	第57回利付国債20年	82,000,000	86,005,700	
国債証券	第58回利付国債20年	30,000,000	31,416,600	
国債証券	第68回利付国債20年	20,000,000	21,377,200	
国債証券	第70回利付国債20年	40,000,000	43,626,000	
国債証券	第74回利付国債20年	22,000,000	23,118,040	
国債証券	第75回利付国債20年	20,000,000	20,971,800	
国債証券	第77回利付国債20年	37,000,000	38,314,980	
国債証券	第82回利付国債20年	19,000,000	19,823,460	
国債証券	第88回利付国債20年	15,000,000	15,932,250	
国債証券	第88回利付国債20年	17,000,000	18,056,550	
国債証券	第90回利付国債20年	48,000,000	50,228,160	
国債証券	第92回利付国債20年	10,000,000	10,303,900	
国債証券	第92回利付国債20年	5,000,000	5,151,950	
国債証券	第94回利付国債20年	20,000,000	20,564,600	
国債証券	第95回利付国債20年	36,000,000	37,923,120	
国債証券	第98回利付国債20年	10,000,000	10,237,600	
国債証券	第99回利付国債20年	19,000,000	19,407,550	
国債証券	第102回利付国債20年	44,000,000	46,698,520	
国債証券	第104回利付国債20年	58,000,000	59,043,420	
国債証券	第110回利付国債20年	6,000,000	6,067,140	
国債証券	第111回利付国債20年	16,000,000	16,393,760	
国債証券	第113回利付国債20年	61,000,000	61,448,960	
国債証券	第115回利付国債20年	41,000,000	41,887,240	
国債証券	第117回利付国債20年	12,000,000	12,057,120	
国債証券	第123回利付国債20年	65,000,000	65,044,850	

国債証券	第123回利付国債20年	8,000,000	8,005,520	
地方債証券	平成20年度第15回北海道公募公債	100,000,000	102,075,000	
地方債証券	第304回大阪府公募公債	100,000,000	106,245,000	
地方債証券	平成18年度第8回兵庫県公募公債	181,000,000	193,528,820	
地方債証券	平成21年度第14回兵庫県公募公債	100,000,000	101,017,000	
特殊債券	政府保証第341回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,260,000	
特殊債券	第38回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	105,377,000	
特殊債券	S種第14回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	76,531,000	78,166,467	
特殊債券	利附第129号商工債券3年	100,000,000	99,610,000	
社債券	第14回メリルリンチ・アンド・カンパニー・インク円貨社債	100,000,000	100,582,000	
社債券	第2回ジェー・ピー・モルガン・チェース円貨社債(劣後特約付)	100,000,000	101,477,000	
社債券	第4回パークレイズ・バンク円貨社債	100,000,000	100,236,000	
社債券	第3回国民銀行円貨社債	100,000,000	100,738,000	
社債券	第1回ハナ銀行円貨社債	100,000,000	100,093,000	
社債券	第10回東日本高速道路社債	100,000,000	99,703,000	
社債券	第31回大成建設無担保社債	100,000,000	98,007,000	
社債券	第9回パナソニック無担保社債	100,000,000	99,862,000	
社債券	第38回クレディセゾン無担保社債	100,000,000	98,279,000	
社債券	第8回三井住友銀行(劣後特約付)	100,000,000	104,305,000	
社債券	第118回オリックス無担保社債	100,000,000	103,470,000	
社債券	第2回イオンモール無担保社債	100,000,000	101,799,000	
社債券	第14回KDDI無担保社債	100,000,000	102,127,000	
合計		4,822,531,000	4,933,499,527	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

「明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド」の状況  
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド  
(1) 貸借対照表

区分	(平成22年4月12日現在)	(平成23年4月11日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	15,135,781	37,617,930
コール・ローン	21,756,887	34,711,128
株式	3,366,559,328	3,424,361,853
派生商品評価勘定	4,213	-
未収入金	27,722,457	-
未収配当金	4,093,039	4,864,985
未収利息	33	57
流動資産合計	3,435,271,738	3,501,555,953
資産合計	3,435,271,738	3,501,555,953
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	4,175	-
未払金	28,116,881	-
未払解約金	8,080,000	1,590,000
流動負債合計	36,201,056	1,590,000
負債合計	36,201,056	1,590,000
純資産の部		
元本等		
元本	3,840,567,737	3,866,880,714
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	441,497,055	366,914,761
元本等合計	3,399,070,682	3,499,965,953
純資産合計	3,399,070,682	3,499,965,953
負債純資産合計	3,435,271,738	3,501,555,953

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成21年 4月11日 至 平成22年 4月12日)	(自 平成22年 4月13日 至 平成23年 4月11日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。	同左
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。	同左
4. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	同左

## (貸借対照表に関する注記)

区分	(平成22年4月12日現在)	(平成23年4月11日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	3,840,567,737口	3,866,880,714口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 441,497,055円	元本の欠損 366,914,761円
3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	0.8850円	0.9051円

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## (追加情報)

(自平成21年4月11日 至平成22年4月12日)	(自平成22年4月13日 至平成23年4月11日)
当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。	

## (1) 金融商品の状況に関する事項

(自平成21年4月11日 至平成22年4月12日)	(自平成22年4月13日 至平成23年4月11日)
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、証券投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載しております。これらは、株価変動リスク、信用リスク、流動性リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、コントリブションリスクなどに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、外国為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする外国為替予約取引に係る為替変動リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっております。	同左

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

（平成22年4月12日現在）	（平成23年4月11日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法 株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

（平成22年4月12日現在）	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	777,493,216
合計	777,493,216

## 売買目的有価証券

（平成23年4月11日現在）	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	291,915,562
合計	291,915,562

（デリバティブ取引に関する注記）

（平成22年4月12日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（通貨関連）

区分	種類	（平成22年4月12日現在）			
		契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	13,077,942	-	13,073,729	4,213
	米ドル	13,077,942	-	13,073,729	4,213
	買建	12,959,361	-	12,955,186	4,175
	米ドル	12,959,361	-	12,955,186	4,175
	合計	26,037,303	-	26,028,915	38

（注）時価の算定方法

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。  
 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。  
 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
  - 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
  - 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 換算において円未満の端数は切り捨てております。

（平成23年4月11日現在）

該当事項はありません。



(その他の注記)

元本の移動

区分	(平成22年4月12日現在)	(平成23年4月11日現在)
1. 期首元本額	3,510,377,398円	3,840,567,737円
期中追加設定元本額	938,325,828円	710,430,142円
期中一部解約元本額	608,135,489円	684,117,165円
期末現在における元本の内訳(注)		
MDAM・DCハートフルライフ(プラン70)	191,662,105円	明治安田DCハートフルライフ(プラン70) 206,516,627円
MDAMグローバルバランスオープン	90,617,747円	明治安田グローバルバランスオープン 94,154,005円
MDAM外国株式リサーチオープン	768,229,982円	明治安田外国株式リサーチオープン 372,195,236円
MDAM・DCグローバルバランスオープン	137,565,093円	明治安田DCグローバルバランスオープン 168,571,829円
MDAM・DC外国株式リサーチオープン	2,126,162,197円	明治安田DC外国株式リサーチオープン 2,505,601,540円
MDAM・DCハートフルライフ(プラン30)	57,075,042円	明治安田DCハートフルライフ(プラン30) 64,523,675円
MDAM・DCハートフルライフ(プラン50)	190,137,392円	明治安田DCハートフルライフ(プラン50) 213,773,879円
MDAM資産形成サポートファンド(隔月決算型)	33,468,415円	明治安田資産形成サポートファンド(隔月決算型) 16,690,834円
MDAM資産形成サポートファンド(1年決算型)	8,754,925円	明治安田資産形成サポートファンド(1年決算型) 8,253,838円
MDAM・VAハートフルライフ30(適格機関投資家私募)	119,653,683円	明治安田VAハートフルライフ30(適格機関投資家私募) 110,205,773円
MDAM・VAハートフルライフ50(適格機関投資家私募)	117,241,156円	明治安田VAハートフルライフ50(適格機関投資家私募) 106,393,478円
合計	3,840,567,737円	合計 3,866,880,714円

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル			米ドル	米ドル	
	AMAZON.COM INC	2,300	184.71	424,833.00	
	ABBOTT LABORATORIES	9,800	50.49	494,802.00	
	ADOBE SYSTEMS INC	6,300	34.15	215,145.00	
	ALLERGAN INC	5,900	74.77	441,143.00	
	AMERICAN EXPRESS CO	8,400	46.28	388,752.00	
	APPLE INC	2,350	335.06	787,391.00	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	15,300	37.72	577,116.00	
	CELGENE CORP	5,200	55.92	290,784.00	
	JPMORGAN CHASE & CO	17,000	46.84	796,280.00	
	CISCO SYSTEMS INC	15,800	17.65	278,870.00	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	4,200	81.28	341,376.00	

	DANAHER CORP	10,400	51.55	536,120.00	
	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	2,600	80.26	208,676.00	
	WALT DISNEY CO/THE	11,800	41.76	492,768.00	
	CROWN CASTLE INTL CORP	6,200	42.67	264,554.00	
	EMC CORP/MASS	8,400	26.13	219,492.00	
	EATON CORP	5,600	54.26	303,856.00	
	ECOLAB INC	4,700	51.52	242,144.00	
	EXXON MOBIL CORP	8,500	85.95	730,575.00	
	NEXTERA ENERGY INC	11,700	56.00	655,200.00	
	FRANKLIN RESOURCES INC	1,900	124.60	236,740.00	
	FREEMPORT-MCMORAN COPPER	7,700	57.23	440,671.00	
	GILEAD SCIENCES INC	5,600	41.25	231,000.00	
	GENERAL ELECTRIC CO	18,700	20.19	377,553.00	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	1,650	160.96	265,584.00	
	F5 NETWORKS INC	2,200	95.18	209,396.00	
	HOME DEPOT INC	8,300	37.46	310,918.00	
	INTEL CORP	20,000	20.02	400,400.00	
	INTL GAME TECHNOLOGY	12,000	16.05	192,600.00	
	KOHL'S CORP	3,000	54.20	162,600.00	
	UNITED PARCEL SERVICE-CL B	6,600	73.25	483,450.00	
	MICROSOFT CORP	13,900	26.07	362,373.00	
	NETAPP INC	7,000	46.79	327,530.00	
	COACH INC	4,100	50.76	208,116.00	
	WELLS FARGO & CO	20,000	31.62	632,400.00	
	MONSANTO CO	4,600	66.22	304,612.00	
	ORACLE CORP	11,600	33.54	389,064.00	
	J.C. PENNEY CO INC	3,200	37.20	119,040.00	
	PEPSICO INC	5,900	65.73	387,807.00	
	PFIZER INC	17,400	20.46	356,004.00	
	US BANCORP	13,200	26.18	345,576.00	
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	6,900	62.28	429,732.00	
	STARBUCKS CORP	11,000	35.77	393,470.00	
	SUNTRUST BANKS INC	8,900	29.65	263,885.00	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	8,000	35.17	281,360.00	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	6,800	55.81	379,508.00	
	MARATHON OIL CORP	9,800	52.76	517,048.00	
	UNITED TECHNOLOGIES CORP	5,800	84.81	491,898.00	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	8,300	44.38	368,354.00	
	WAL-MART STORES INC	4,300	52.54	225,922.00	
	MEDCO HEALTH SOLUTIONS INC	5,800	55.82	323,756.00	
	GOOGLE INC-CL A	1,080	578.16	624,412.80	
	ALPHA NATURAL RESOURCES INC	5,500	57.10	314,050.00	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	11,800	65.83	776,794.00	
	COOPER INDUSTRIES PLC	8,100	66.43	538,083.00	
	MEAD JOHNSON NUTRITION CO	6,300	59.00	371,700.00	
	SCHLUMBERGER LTD	5,500	90.85	499,675.00	
米ドル小計				米ドル	
		464,880		22,232,958.80	
				(1,888,912,179)	
カナダドル			カナダドル	カナダドル	
	BARRICK GOLD CORP	6,600	52.06	343,596.00	
	TALISMAN ENERGY INC	17,500	23.62	413,350.00	
	BANK OF NOVA SCOTIA	8,200	58.34	478,388.00	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	9,500	47.28	449,160.00	
	SHOPPERS DRUG MART CORP	4,100	40.73	166,993.00	
	SUNCOR ENERGY INC	15,200	44.67	678,984.00	
カナダドル小計				カナダドル	
		61,100		2,530,471.00	
				(224,680,520)	

オーストラリアドル			オーストラリアドル	オーストラリアドル	
	RIO TINTO LTD	7,100	86.25	612,375.00	
	BRAMBLES LTD	24,300	7.35	178,605.00	
オーストラリアドル小計				オーストラリアドル	
		31,400		790,980.00	
				(70,966,725)	
ポンド			ポンド	ポンド	
	STANDARD CHARTERED PLC	20,000	16.90	338,000.00	
	JOHNSON MATTHEY PLC	13,200	19.35	255,420.00	
	COMPASS GROUP PLC	39,900	5.55	221,245.50	
	BG GROUP PLC	29,200	15.48	452,016.00	
	AEGIS GROUP PLC	138,600	1.40	194,040.00	
	CENTRICA PLC	70,000	3.20	224,210.00	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	10,500	22.86	240,030.00	
	INMARSAT PLC	53,300	6.20	330,193.50	
	VODAFONE GROUP PLC	197,000	1.77	347,705.00	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	7,234	32.75	236,913.50	
ポンド小計				ポンド	
		578,934		2,839,773.50	
				(394,614,925)	
スイスフラン			スイスフラン	スイスフラン	
	NOVARTIS AG-REG	6,125	50.75	310,843.75	
	ABB LTD-REG	5,564	22.40	124,633.60	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	1,500	133.80	200,700.00	
	NESTLE SA-REG	12,400	53.05	657,820.00	
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	5,401	40.85	220,630.85	
	NOBEL BIOCARE HOLDING AG-REG	7,133	19.49	139,022.17	
	CIE FINANCIERE RICHEMON-BR A	7,200	52.80	380,160.00	
スイスフラン小計				スイスフラン	
		45,323		2,033,810.37	
				(189,998,564)	
香港ドル			香港ドル	香港ドル	
	HENGAN INTL GROUP CO LTD	24,500	61.95	1,517,775.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	14,700	182.00	2,675,400.00	
	CNOOC LTD	169,300	20.75	3,512,975.00	
	CHINA HIGH SPEED TRANSMISSIO	72,000	11.52	829,440.00	
香港ドル小計				香港ドル	
		280,500		8,535,590.00	
				(93,379,354)	
スウェーデンクローネ			スウェーデンクローネ	スウェーデンクローネ	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	16,800	166.90	2,803,920.00	
スウェーデンクローネ小計				スウェーデンクローネ	
		16,800		2,803,920.00	
				(38,357,625)	
ユーロ			ユーロ	ユーロ	
	SAP AG	5,551	44.19	245,298.69	
	BAYER AG-REG	7,200	54.99	395,928.00	
	STADA ARZNEIMITTEL AG	3,103	29.05	90,126.63	
	AIXTRON SE	3,900	30.10	117,390.00	
	SIEMENS AG-REG	3,700	96.28	356,236.00	
	LINDE AG	2,000	114.90	229,800.00	
	PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PFD	1,900	45.40	86,260.00	
	ENI SPA	7,077	17.72	125,404.44	
	BOUYGUES SA	2,600	34.33	89,258.00	
	PERNOD-RICARD SA	6,000	65.65	393,900.00	

	ACCOR SA	3,000	30.81	92,430.00	
	SOCIETE GENERALE	2,200	47.85	105,270.00	
	AXA SA	14,500	15.85	229,825.00	
	BNP PARIBAS	4,200	54.70	229,740.00	
	EUTELSAT COMMUNICATIONS	7,400	28.47	210,678.00	
	VALLOUREC	3,350	84.10	281,735.00	
	SUEZ ENVIRONNEMENT CO	17,500	14.68	256,900.00	
	ASML HOLDING NV	4,400	29.42	129,448.00	
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	12,800	8.79	112,512.00	
	TELEFONICA SA	5,500	18.23	100,265.00	
	VIENNA INSURANCE GROUP AG	4,800	41.74	200,352.00	
	ARCELORMITTAL	4,484	25.66	115,059.44	
	CRH PLC	4,274	16.59	70,905.66	
ユーロ小計				ユーロ	
		131,439		4,264,721.86	
				(523,451,961)	
合計				3,424,361,853	
				(3,424,361,853)	

(注1) 各種通貨ごとの小計の欄における( )内の金額は、邦貨換算額です。

(注2) 合計欄における( )内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

(注3) 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	株式 57 銘柄	100.0%	55.2%
カナダドル	株式 6 銘柄	100.0%	6.6%
オーストラリアドル	株式 2 銘柄	100.0%	2.1%
ポンド	株式 10 銘柄	100.0%	11.5%
スイスフラン	株式 7 銘柄	100.0%	5.5%
香港ドル	株式 4 銘柄	100.0%	2.7%
スウェーデンクローネ	株式 1 銘柄	100.0%	1.1%
ユーロ	株式 23 銘柄	100.0%	15.3%

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」の状況  
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分	(平成22年4月12日現在)	(平成23年4月11日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	300,920,972	102,010,953
コール・ローン	420,076,003	576,929,283
国債証券	93,871,212,723	68,012,131,418
未収利息	977,179,647	810,883,613
前払費用	339,166,525	130,872,564
流動資産合計	95,908,555,870	69,632,827,831
資産合計	95,908,555,870	69,632,827,831
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	154,330,000
流動負債合計	-	154,330,000
負債合計	-	154,330,000
純資産の部		
元本等		
元本	62,451,307,394	46,969,533,833
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	33,457,248,476	22,508,963,998
元本等合計	95,908,555,870	69,478,497,831
純資産合計	95,908,555,870	69,478,497,831
負債純資産合計	95,908,555,870	69,632,827,831

## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成21年 4月11日 至 平成22年 4月12日)	(自 平成22年 4月13日 至 平成23年 4月11日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債 個別法に基づき、以下のとおり、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価で評価しております。原則として、金融商品取引業者の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）価格情報会社（野村総合研究所）の提供する価額 - などに基づいて時価評価しております。時価が入手不能の場合、又は入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、忠実義務に基づき当社が合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。	同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。	同左
3. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	同左

## (貸借対照表に関する注記)

区分	(平成22年 4月12日現在)	(平成23年 4月11日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	62,451,307,394口	46,969,533,833口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.5357円	1.4792円

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

(追加情報)

(自 平成21年 4月11日 至 平成22年 4月12日)	(自 平成22年 4月13日 至 平成23年 4月11日)
当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。	

## (1) 金融商品の状況に関する事項

(自 平成21年 4月11日 至 平成22年 4月12日)	(自 平成22年 4月13日 至 平成23年 4月11日)
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、証券投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載しております。これらは、信用リスク、流動性リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、外国為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする外国為替予約取引に係る為替変動リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっております。	同左

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

(平成22年 4月12日現在)	(平成23年 4月11日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法 公社債 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

（平成22年4月12日現在）	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	781,065,217
合計	781,065,217

## 売買目的有価証券

（平成23年4月11日現在）	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	1,126,492,892
合計	1,126,492,892

## （デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。



(その他の注記)

## 元本の移動

区分	(平成22年4月12日現在)	(平成23年4月11日現在)
1. 期首元本額	72,224,057,430円	62,451,307,394円
期中追加設定元本額	754,431,915円	514,362,256円
期中一部解約元本額	10,527,181,951円	15,996,135,817円
期末現在における元本の内訳(注)		
MDAM・DCハートフルライフ(プラン70)	42,654,564円	明治安田DCハートフルライフ(プラン70) 48,394,016円
MDAMグローバルバランスオープン	44,425,403円	明治安田グローバルバランスオープン 50,448,831円
MDAM・DCグローバルバランスオープン	67,220,342円	明治安田DCグローバルバランスオープン 91,007,373円
MDAM外国債券オープン	1,628,150,120円	明治安田外国債券オープン 1,274,596,123円
MDAM・DCハートフルライフ(プラン30)	31,178,553円	明治安田DCハートフルライフ(プラン30) 39,651,749円
MDAM・DCハートフルライフ(プラン50)	53,068,009円	明治安田DCハートフルライフ(プラン50) 63,608,098円
MDAM・DC外国債券オープン	1,950,622,574円	明治安田DC外国債券オープン 2,172,779,432円
MDAM外国債券オープン(毎月分配型)	52,814,977,458円	明治安田外国債券オープン(毎月分配型) 39,057,228,005円
グローバル・インカム・プラス(毎月分配型)	5,378,639,224円	グローバル・インカム・プラス(毎月分配型) 3,744,853,243円
MDAM資産形成サポートファンド(隔月決算型)	16,630,602円	明治安田資産形成サポートファンド(隔月決算型) 8,859,931円
MDAM資産形成サポートファンド(1年決算型)	4,430,225円	明治安田資産形成サポートファンド(1年決算型) 4,490,860円
MDAM・VAハートフルライフ30(適格機関投資家私募)	65,595,347円	明治安田VAハートフルライフ30(適格機関投資家私募) 64,470,862円
MDAM・VAハートフルライフ50(適格機関投資家私募)	32,629,428円	明治安田VAハートフルライフ50(適格機関投資家私募) 31,052,151円
MDAM・VA外国債券オープン(適格機関投資家私募)	321,085,545円	明治安田VA外国債券オープン(適格機関投資家私募) 318,093,159円
合計	62,451,307,394円	合計 46,969,533,833円

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル		米ドル	米ドル	
		US TREASURY N/B 3.875%	15,860,000	16,784,340.62	
		US TREASURY N/B 3.625%	2,900,000	3,066,296.87	
		US TREASURY N/B 4.25%	46,850,000	50,378,390.62	
		US TREASURY N/B 0.75%	43,300,000	43,036,140.62	
		US TREASURY N/B 4.25%	46,440,000	50,706,675.00	
		US TREASURY N/B 4%	40,320,000	43,646,400.00	
		US TREASURY N/B 1.875%	6,240,000	6,213,675.00	
		US TREASURY N/B 2.375%	2,400,000	2,407,500.00	
		US TREASURY N/B 2.375%	8,750,000	8,777,343.75	
		US TREASURY N/B 4.625%	13,040,000	14,466,250.00	
		US TREASURY N/B 3.5%	5,690,000	5,886,482.81	
		US TREASURY N/B 3.125%	12,460,000	12,343,187.50	
		US TREASURY N/B 2.625%	4,800,000	4,434,000.00	
		US TREASURY N/B 6.25%	7,700,000	9,560,031.25	
		US TREASURY N/B 4.5%	5,100,000	5,051,390.62	
		US TREASURY N/B 4.25%	11,315,000	10,641,403.90	
		US TREASURY N/B 4.25%	4,910,000	4,603,125.00	
		US TREASURY N/B 4.25%	4,580,000	4,293,750.00	
	米ドル 小計		米ドル	米ドル	
			282,655,000	296,296,383.56	
			(24,014,368,800)	(25,173,340,747)	
	カナダドル		カナダドル	カナダドル	
		CANADA-GOV'T 4.5%	15,620,000	16,753,074.80	
		CANADA-GOV'T 5.75%	5,600,000	7,001,456.00	
	カナダドル 小計		カナダドル	カナダドル	
			21,220,000	23,754,530.80	
			(1,884,123,800)	(2,109,164,789)	
	オーストラリアドル		オーストラリアドル	オーストラリアドル	
		AUSTRALIAN GOVT. 6.5%	5,520,000	5,685,600.00	
		AUSTRALIAN GOVT. 6.25%	684,000	707,324.40	
		AUSTRALIAN GOVT. 6%	1,500,000	1,543,875.00	
		AUSTRALIAN GOVT. 6%	1,470,000	1,512,997.50	
	オーストラリアドル 小計		オーストラリアドル	オーストラリアドル	
			9,174,000	9,449,796.90	
			(823,091,280)	(847,835,777)	
	ボンド		ボンド	ボンド	
		TREASURY 4.5%	3,480,000	3,680,622.00	
		TREASURY 2%	3,500,000	3,384,990.00	
		TREASURY 4%	3,090,000	3,263,843.40	
		TREASURY 3.75%	7,280,000	7,247,021.60	
		TREASURY 8%	2,440,000	3,292,780.00	
		TREASURY 5%	2,240,000	2,436,896.00	
		TREASURY 6%	4,380,000	5,300,500.80	
		TREASURY 4.75%	2,885,000	3,017,710.00	
		TREASURY 4.75%	2,470,000	2,606,245.20	
		TREASURY 4.25%	4,150,000	4,030,480.00	
	ボンド 小計		ボンド	ボンド	
			35,915,000	38,261,089.00	
			(4,990,748,400)	(5,316,760,927)	
	スイスフラン		スイスフラン	スイスフラン	
		SWISS (GOVT) 3%	3,860,000	4,166,870.00	
	スイスフラン 小計		スイスフラン	スイスフラン	
			3,860,000	4,166,870.00	
			(360,601,200)	(389,268,995)	
	シンガポールドル		シンガポールドル	シンガポールドル	
		SINGAPORE GOV'T 2.5%	9,620,000	9,911,197.40	

	SINGAPORE GOV'T 3.625%	7,820,000	8,570,720.00
シンガポールドル 小計		シンガポールドル	シンガポールドル
		17,440,000	18,481,917.40
		(1,180,339,200)	(1,250,856,169)
スウェーデンクローネ		スウェーデンクローネ	スウェーデンクローネ
	SWEDEN GOVT 3.75%	33,820,000	34,798,412.60
スウェーデンクローネ 小計		スウェーデンクローネ	スウェーデンクローネ
		33,820,000	34,798,412.60
		(462,657,600)	(476,042,284)
ノルウェークローネ		ノルウェークローネ	ノルウェークローネ
	NORWEGIAN GOV'T 6.5%	5,270,000	5,666,304.00
	NORWEGIAN GOV'T 6.5%	47,550,000	51,125,760.00
ノルウェークローネ 小計		ノルウェークローネ	ノルウェークローネ
		52,820,000	56,792,064.00
		(831,915,000)	(894,475,008)
デンマーククローネ		デンマーククローネ	デンマーククローネ
	DENMARK - BULLET 4%	32,050,000	33,187,775.00
	DENMARK - BULLET 7%	3,310,000	4,400,645.00
デンマーククローネ 小計		デンマーククローネ	デンマーククローネ
		35,360,000	37,588,420.00
		(582,025,600)	(618,705,393)
メキシコペソ		メキシコペソ	メキシコペソ
	MEXICAN BONOS 9%	34,550,000	36,840,665.00
	MEXICAN BONOS 9.5%	36,710,000	40,467,268.50
	MEXICAN BONOS 8%	58,310,000	60,919,955.60
メキシコペソ 小計		メキシコペソ	メキシコペソ
		129,570,000	138,227,889.10
		(936,791,100)	(999,387,638)
ポーランドズロチ		ポーランドズロチ	ポーランドズロチ
	POLAND GOVT BOND 5.25%	10,150,000	10,186,540.00
	POLAND GOVT BOND 5%	23,090,000	23,013,803.00
ポーランドズロチ 小計		ポーランドズロチ	ポーランドズロチ
		33,240,000	33,200,343.00
		(1,032,434,400)	(1,031,202,653)
ユーロ		ユーロ	ユーロ
	BUNDESUBL-152 3.5%	1,460,000	1,506,136.00
	DEUTSCHLAND REP 4.25%	9,255,000	9,764,950.50
	DEUTSCHLAND REP 3.5%	4,400,000	4,546,520.00
	DEUTSCHLAND REP 3.75%	1,880,000	1,956,422.00
	DEUTSCHLAND REP 3.25%	1,860,000	1,838,052.00
	DEUTSCHLAND REP 2.5%	13,150,000	12,126,930.00
	DEUTSCHLAND REP 5.625%	2,850,000	3,426,555.00
	DEUTSCHLAND REP 4.75%	600,000	658,680.00
	DEUTSCHLAND REP 5.5%	5,100,000	6,120,000.00
	DEUTSCHLAND REP 4.25%	4,300,000	4,517,150.00
	BTPS 2%	14,070,000	13,971,369.30
	BTPS 3.5%	15,980,000	16,090,262.00
	BTPS 4.25%	1,070,000	1,056,625.00
	BTPS 4.5%	24,435,000	24,437,443.50
	BTPS 3.75%	1,680,000	1,563,072.00
	BTPS 4.5%	2,290,000	2,136,570.00
	BTPS 7.25%	5,320,000	6,420,176.00
	BTPS 5%	8,130,000	7,560,900.00
	FRANCE O.A.T. 4%	8,100,000	8,415,900.00
	FRANCE O.A.T. 3%	4,330,000	4,345,155.00
	FRANCE O.A.T. 3.25%	1,430,000	1,442,441.00
	FRANCE O.A.T. 5%	430,000	469,818.00
	FRANCE O.A.T. 3.75%	8,750,000	8,981,000.00
	FRANCE O.A.T. 3.75%	3,150,000	3,133,935.00
	FRANCE O.A.T. 6%	2,500,000	3,029,750.00
	FRANCE O.A.T. 5.75%	7,300,000	8,807,450.00
	FRANCE O.A.T. 4.75%	627,000	670,357.05
	FRANCE O.A.T. 4.5%	850,000	875,755.00
	NETHERLANDS GOVT 3.75%	8,824,000	9,177,842.40
	NETHERLANDS GOVT 3.5%	12,514,000	12,370,089.00
	SPANISH GOV'T 2.5%	24,290,000	23,719,185.00

		SPANISH GOV'T 4.3%	11,858,000	11,222,411.20	
		SPANISH GOV'T 4.85%	1,270,000	1,238,250.00	
		SPANISH GOV'T 4.85%	1,280,000	1,248,000.00	
		BELGIAN 0307 3.25%	13,200,000	12,969,000.00	
		BELGIAN 0318 3.75%	3,820,000	3,684,390.00	
	ユーロ 小計		ユーロ	ユーロ	
			232,353,000	235,498,541.95	
			(28,519,007,220)	(28,905,091,038)	
国債証券 合計			65,618,103,600	68,012,131,418	
			(65,618,103,600)	(68,012,131,418)	
合計			65,618,103,600	68,012,131,418	
			(65,618,103,600)	(68,012,131,418)	

(注1) 各種通貨ごとの小計の欄における( )内の金額は、邦貨換算額です。

(注2) 合計欄における( )内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

(注3) 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 16 銘柄	100.0%	37.0%
カナダドル	国債証券 2 銘柄	100.0%	3.1%
オーストラリアドル	国債証券 3 銘柄	100.0%	1.3%
ポンド	国債証券 10 銘柄	100.0%	7.8%
スイスフラン	国債証券 1 銘柄	100.0%	0.6%
シンガポールドル	国債証券 2 銘柄	100.0%	1.8%
スウェーデンクローネ	国債証券 1 銘柄	100.0%	0.7%
ノルウェークローネ	国債証券 1 銘柄	100.0%	1.3%
デンマーククローネ	国債証券 2 銘柄	100.0%	0.9%
メキシコペソ	国債証券 3 銘柄	100.0%	1.5%
ポーランドズロチ	国債証券 2 銘柄	100.0%	1.5%
ユーロ	国債証券 35 銘柄	100.0%	42.5%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(平成23年5月24日現在)

資産総額	404,499,402 円
負債総額	1,604,696 円
純資産総額 ( - )	402,894,706 円
発行済数量	523,874,743 口
1口当たり純資産額 ( / )	0.7691 円

(参考) マザーファンドの現況

明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド

純資産額計算書

(平成23年5月24日現在)

資産総額	3,246,188,153 円
負債総額	1,290,000 円
純資産総額 ( - )	3,244,898,153 円
発行済数量	6,028,496,466 口
1口当たり純資産額 ( / )	0.5383 円

明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド

純資産額計算書

(平成23年5月24日現在)

資産総額	323,781,932 円
負債総額	710,000 円
純資産総額 ( - )	323,071,932 円
発行済数量	404,792,550 口
1口当たり純資産額 ( / )	0.7981 円

明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

純資産額計算書

(平成23年5月24日現在)

資産総額	5,039,488,752 円
負債総額	- 円
純資産総額 ( - )	5,039,488,752 円
発行済数量	4,280,980,066 口
1口当たり純資産額 ( / )	1.1772 円

明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド

純資産額計算書

(平成23年5月24日現在)

資産総額	3,341,444,827 円
負債総額	25,236,958 円
純資産総額 ( - )	3,316,207,869 円
発行済数量	3,877,566,838 口
1口当たり純資産額 ( / )	0.8552 円

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

純資産額計算書

(平成23年5月24日現在)

資産総額	65,125,746,159 円
負債総額	123,670,000 円
純資産総額 ( - )	65,002,076,159 円
発行済数量	45,329,174,599 口
1口当たり純資産額 ( / )	1.4340 円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1)名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (3)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (4)受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (5)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (6)質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

### (7)償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

**第三部【委託会社等の情報】****第1【委託会社等の概況】****1【委託会社等の概況】**

## (1)資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：	10億円
会社が発行する株式総数：	33,220株
発行済株式総数：	18,887株

<過去5年間における資本金の額の推移>

該当事項はありません。

## (2)委託会社の機構

## 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

## 投資運用の意思決定機構

1. 投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
2. ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
3. ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
4. 投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

**2【事業の内容及び営業の概況】**

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年5月24日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種 類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	125 本	474,082,056,998 円
単位型株式投資信託	3 本	3,612,236,442 円
合 計	128 本	477,694,293,440 円

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1．財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（旧会社名 MDAMアセットマネジメント株式会社、以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第25期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

#### 2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表については、あずさ監査法人により監査を受け、第25期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

なお、従来から委託会社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって、有限責任 あずさ監査法人となりました。



## (1)【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	第24期 (平成22年3月31日現在)	第25期 (平成23年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	5,244,171	7,654,615
前払費用	45,055	100,129
未収入金	376	2
未収委託者報酬	196,221	461,977
未収運用受託報酬	<sup>1</sup> 550,685	<sup>1</sup> 544,381
未収投資助言報酬	<sup>1</sup> 126,638	<sup>1</sup> 195,353
繰延税金資産	54,282	116,799
その他	6,190	2,979
貸倒引当金	-	8,785
流動資産合計	6,223,622	9,067,453
固定資産		
有形固定資産		
建物	<sup>2</sup> 69,910	<sup>2</sup> 135,328
器具備品	<sup>2</sup> 136,629	<sup>2</sup> 178,423
有形固定資産合計	206,539	313,752
無形固定資産		
ソフトウェア	44,228	33,466
電話加入権	6,662	6,662
その他	755	586
無形固定資産合計	51,646	40,714
投資その他の資産		
長期差入保証金	<sup>1</sup> 204,426	<sup>1</sup> 190,699
長期前払費用	365	275
繰延税金資産	19,854	25,824
施設利用権	49,000	49,000
貸倒引当金	48,000	48,000
投資その他の資産合計	225,645	217,799
固定資産合計	483,831	572,266
資産合計	6,707,454	9,639,719

(単位：千円)

	第24期 (平成22年3月31日現在)	第25期 (平成23年3月31日現在)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	10,433	13,180
未払金	249,499	516,160
未払収益分配金	105	146
未払償還金	28,065	7,315
未払手数料	107,831	193,778
その他未払金	113,496	314,921
未払費用	48,119	94,353
未払法人税等	9,034	11,716
未払消費税等	11,774	-
賞与引当金	78,606	103,938
流動負債合計	407,468	739,349
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	16,119	119,390
資産除却債務	-	54,977
固定負債合計	16,119	174,368
負債合計	423,587	913,718
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	-	2,854,339
資本剰余金合計	660,443	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	1,448,381	1,036,176
利益剰余金合計	4,623,423	4,211,217
株主資本合計	6,283,866	8,726,001
純資産合計	6,283,866	8,726,001
負債・純資産合計	6,707,454	9,639,719

## (2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,172,380	2,555,478
受入手数料	-	14,208
運用受託報酬	1,731,095	1,898,980
投資助言報酬	246,119	311,865
営業収益合計	4,149,595	4,780,534
営業費用		
支払手数料	1,226,938	1,272,371
広告宣伝費	20,282	17,415
公告費	1,140	1,444
調査費	569,699	776,846
調査費	273,646	347,459
委託調査費	296,052	429,387
委託計算費	214,468	281,257
営業雑経費	98,343	101,333
通信費	16,293	18,324
印刷費	73,629	65,644
協会費	5,629	6,857
諸会費	2,789	2,662
営業雑費	-	7,844
営業費用合計	2,130,871	2,450,668
一般管理費		
給料	1,199,808	1,406,694
役員報酬	56,262	63,577
給料・手当	951,163	1,140,380
賞与	192,382	202,737
その他報酬	22,884	17,264
賞与引当金繰入	78,606	103,938
福利厚生費	187,320	228,532
交際費	1,796	1,641
寄付金	-	100
旅費交通費	27,755	27,287
租税公課	17,285	22,389
不動産賃借料	255,113	238,996
退職給付費用	37,281	54,668
固定資産減価償却費	71,901	79,928
諸経費	101,732	135,011
一般管理費合計	2,001,487	2,316,454
営業利益	17,235	13,410

(単位：千円)

	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業外収益		
受取利息	8,636	5,008
償還金等時効完成分	5,111	20,750
保険契約返戻金・配当金	<sup>1</sup> 1,738	<sup>1</sup> 2,265
還付加算金	5,459	-
雑益	1,391	467
営業外収益合計	22,338	28,491
営業外費用		
雑損	-	39
営業外費用合計	-	39
経常利益	39,573	41,862
特別利益	-	-
特別損失		
固定資産除却損	<sup>2</sup> 212	<sup>2</sup> 13,467
合併関連費用	-	<sup>3</sup> 465,874
資産除去債務会計基準の適用に伴う 影響額	-	34,623
特別損失合計	212	513,965
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失（ ）	39,361	472,102
法人税、住民税及び事業税	2,290	2,290
法人税等調整額	16,747	68,487
法人税等合計	19,037	66,197
当期純利益又は当期純損失（ ）	20,323	405,904

## (3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,000,000	1,000,000
当期変動額	-	-
当期末残高	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	660,443	660,443
当期変動額	-	-
当期末残高	660,443	660,443
その他資本剰余金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
合併による増加	-	2,854,339
当期変動額合計	-	2,854,339
当期末残高	-	2,854,339
資本剰余金合計		
前期末残高	660,443	660,443
当期変動額		
合併による増加	-	2,854,339
当期変動額合計	-	2,854,339
当期末残高	660,443	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	83,040	83,040
当期変動額	-	-
当期末残高	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	3,092,001	3,092,001
当期変動額	-	-
当期末残高	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,458,057	1,448,381
当期変動額		
剰余金の配当	30,000	6,300
当期純利益又は当期純損失( )	20,323	405,904
当期変動額合計	9,676	412,205
当期末残高	1,448,381	1,036,176
利益剰余金合計		
前期末残高	4,633,099	4,623,423
当期変動額		
剰余金の配当	30,000	6,300
当期純利益又は当期純損失( )	20,323	405,904
当期変動額合計	9,676	412,205
当期末残高	4,623,423	4,211,217
株主資本合計		
前期末残高	6,293,543	6,283,866
当期変動額		
合併による増加	-	2,854,339
剰余金の配当	30,000	6,300
当期純利益又は当期純損失( )	20,323	405,904
当期変動額合計	9,676	2,442,134
当期末残高	6,283,866	8,726,001

## 重要な会計方針

第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<p>1. 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1)有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～18年 器具備品 3年～20年</p> <p>(2)無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>1. 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1)有形固定資産 同左</p> <p>(2)無形固定資産 同左</p>
<p>2. 引当金の計上基準</p> <p>(1)貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(3)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。</p>	<p>2. 引当金の計上基準</p> <p>(1)貸倒引当金 同左</p> <p>(2)賞与引当金 同左</p> <p>(3)退職給付引当金 同左</p>
<p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。</p>	<p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 同左</p>

## 会計方針の変更

第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
—————	<p>1. 資産除去債務に関する会計基準等の適用 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、当事業年度の営業利益、経常利益はそれぞれ3,326千円減少し、税引前当期純損失は37,949千円増加しております。</p> <p>2. 企業結合に関する会計基準等 当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。</p>

## 注記事項

(貸借対照表関係)

第24期 (平成22年3月31日現在)	第25期 (平成23年3月31日現在)																				
<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>未収運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">35,828千円</td> </tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">126,638千円</td> </tr> <tr> <td>長期差入保証金</td> <td style="text-align: right;">204,060千円</td> </tr> </table> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">76,292千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">244,766千円</td> </tr> </table>	未収運用受託報酬	35,828千円	未収投資助言報酬	126,638千円	長期差入保証金	204,060千円	建物	76,292千円	器具備品	244,766千円	<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>未収運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">9,887千円</td> </tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">181,486千円</td> </tr> <tr> <td>長期差入保証金</td> <td style="text-align: right;">190,313千円</td> </tr> </table> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">118,809千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">324,154千円</td> </tr> </table>	未収運用受託報酬	9,887千円	未収投資助言報酬	181,486千円	長期差入保証金	190,313千円	建物	118,809千円	器具備品	324,154千円
未収運用受託報酬	35,828千円																				
未収投資助言報酬	126,638千円																				
長期差入保証金	204,060千円																				
建物	76,292千円																				
器具備品	244,766千円																				
未収運用受託報酬	9,887千円																				
未収投資助言報酬	181,486千円																				
長期差入保証金	190,313千円																				
建物	118,809千円																				
器具備品	324,154千円																				

(損益計算書関係)

第24期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第25期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)						
<p>1 全て関係会社に対する金額であります。</p> <p>2 固定資産除却損は器具備品212千円であります。</p>	<p>1 全て関係会社に対する金額であります。</p> <p>2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">1,075千円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">12,392千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">13,467千円</td> </tr> </table> <p>3 主に、会社合併に伴う資産運用システム統合に関する費用166,443千円、特別退職加算金等154,794千円、退職給付制度改定損75,717千円を計上しております。</p>	器具備品	1,075千円	ソフトウェア	12,392千円	計	13,467千円
器具備品	1,075千円						
ソフトウェア	12,392千円						
計	13,467千円						

## （株主資本等変動計算書関係）

第24期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,601株	-	-	12,601株

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当り配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	30,000,083円	2,380円77銭	平成21年3月31日	平成21年6月25日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当り配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	6,300,500円	利益剰余金	500円00銭	平成22年3月31日	平成22年6月25日

第25期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,601株	6,286株	-	18,887株

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当り配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	6,300,500円	500円00銭	平成22年3月31日	平成22年6月25日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

## （リース取引関係）

第24期 （自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）	第25期 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）
重要性が乏しいため、財務諸表等規則第8条の6の規定により注記を省略しております。	同左



(金融商品関係)

第24期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。

また、営業債権である未収投資助言報酬は、当社親会社への債権であり、その回収にかかるリスクは僅少であります。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、長期差入保証金（貸借対照表計上額204,426千円）は、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	5,244,171	5,244,171	-
(2)未収委託者報酬	196,221	196,221	-
(3)未収運用受託報酬	550,685	550,685	-
(4)未収投資助言報酬	126,638	126,638	-
資産計	6,117,717	6,117,717	-
(1)未払手数料	107,831	107,831	-
(2)その他未払金	113,496	113,496	-
負債計	221,327	221,327	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)未払手数料、(2)その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	5,243,971	-	-	-
未収委託者報酬	196,221	-	-	-
未収運用受託報酬	550,685	-	-	-
未収投資助言報酬	126,638	-	-	-
合計	6,117,517	-	-	-

第25期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	7,654,615	7,654,615	-
(2)未収委託者報酬	461,977	461,977	-
(3)未収運用受託報酬	544,381	544,381	-
(4)未収投資助言報酬	195,353		
貸倒引当金 <sup>(1)</sup>	8,785		
	186,568	186,568	-
(5)長期差入保証金	190,699	183,759	6,939
資産計	9,038,241	9,031,302	6,939
(1)未払手数料	193,778	193,778	-
(2)その他未払金	314,921	314,921	-
負債計	508,699	508,699	-

(1)未収投資助言報酬に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

## 資産

## (1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (4)未収投資助言報酬

未収投資助言報酬のうち一般債権については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、未収投資助言報酬のうち貸倒懸念債権については、財務内容評価法による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

## (5)長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

## 負債

## (1)未払手数料、(2)その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	7,654,389	-	-	-
未収委託者報酬	461,977	-	-	-
未収運用受託報酬	544,381	-	-	-
未収投資助言報酬	186,568	-	-	-
長期差入保証金	-	-	190,313	-
合計	8,847,316	-	190,313	-

## （有価証券関係）

第24期（平成22年3月31日現在）

該当事項はありません。

第25期（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

## （デリバティブ取引関係）

第24期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

第25期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

## （退職給付関係）

第24期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

## 2. 退職給付債務及びその内訳

	第24期 (平成22年3月31日)
(1)退職給付債務 (千円)	251,570
(2)年金資産 (千円)	235,451
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2) (千円)	16,119
(4)退職給付引当金 (3) (千円)	16,119

## 3. 退職給付費用の内訳

	第24期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
退職給付費用 (千円)	37,281

第25期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

## 2. 退職給付債務及びその内訳

	第25期 (平成23年3月31日現在)
(1)退職給付債務 (千円)	375,538
(2)年金資産 (千円)	256,147
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2) (千円)	119,390
(4)退職給付引当金 (3) (千円)	119,390

## 3. 退職給付費用の内訳

	第25期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
退職給付費用 (千円)(注1)	54,668

(注1)退職給付費用には、勤務費用のほか、確定拠出年金への掛金支払額1,346千円が含まれております。

(注2)上記の退職給付費用以外に特別退職金150,044千円、退職給付制度改定損75,717千円を特別損失「合併関連費用」に含めて計上しております。なお、退職給付制度改定損は、当社の退職金規程を、合併に伴い改定したことにより発生したものであります。

(ストック・オプション等関係)

第24期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)  
該当事項はありません。

第25期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)  
該当事項はありません。

## (税効果会計関係)

第24期 (平成22年3月31日現在)	第25期 (平成23年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳
繰延税金資産 <span style="float: right;">千円</span>	繰延税金資産 <span style="float: right;">千円</span>
未払費用否認 <span style="float: right;">4,207</span>	税務上の繰越欠損金 <span style="float: right;">468,586</span>
賞与引当金繰入限度超過額 <span style="float: right;">31,985</span>	税務上の繰延資産償却超過額 <span style="float: right;">69,633</span>
ゴルフ会員権評価損否認 <span style="float: right;">2,441</span>	退職給付引当金繰入限度超過額 <span style="float: right;">48,580</span>
貸倒引当金繰入限度超過額 <span style="float: right;">19,531</span>	賞与引当金繰入限度超過額 <span style="float: right;">42,292</span>
未払事業税 <span style="float: right;">2,984</span>	その他 <span style="float: right;">106,485</span>
未払福利厚生費否認 <span style="float: right;">11,011</span>	繰延税金資産小計 <span style="float: right;">735,577</span>
退職給付引当金繰入限度超過額 <span style="float: right;">6,558</span>	評価性引当額 <span style="float: right;">586,024</span>
税務上の繰越欠損金 <span style="float: right;">13,086</span>	繰延税金資産合計 <span style="float: right;">149,552</span>
その他 <span style="float: right;">4,303</span>	繰延税金負債
繰延税金資産小計 <span style="float: right;">96,109</span>	資産除去費用 <span style="float: right;">6,928</span>
評価性引当額 <span style="float: right;">21,972</span>	繰延税金負債合計 <span style="float: right;">6,928</span>
繰延税金資産合計 <span style="float: right;">74,136</span>	繰延税金資産の純額 <span style="float: right;">142,624</span>
繰延税金負債 <span style="float: right;">-</span>	
繰延税金資産の純額 <span style="float: right;">74,136</span>	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 <span style="float: right;">40.69%</span>	税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目 <span style="float: right;">1.85%</span>	
住民税均等割 <span style="float: right;">5.82%</span>	
税効果会計適用後の法人税等の負担率 <span style="float: right;">48.36%</span>	

## （企業結合等関係）

第24期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

第25期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

共通支配下の取引等

## （1）結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

結合当事企業の名称及び事業の内容

名称 当社の兄弟会社である安田投信投資顧問株式会社

事業の内容 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業、投資助言・代理業および投資運用業

企業結合日

平成22年10月1日

企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、安田投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併

結合後企業の名称

明治安田アセットマネジメント株式会社

取引の目的を含む取引の概要

## ・吸収合併の目的

両社の持つ経営基盤、これまで培ってきた運用ノウハウを発展的に融合し、資産運用会社としての競争力を高めていくためであります。

## ・合併比率等

安田投信投資顧問株式会社の普通株式1株につき、当社の普通株式0.0543772株の割合をもって割当交付し、普通株式6,286株を発行しました。また、本合併による資本金の増加はありません。

## （2）実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

## （資産除去債務関係）

第25期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

## （1）当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

## （2）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の耐用年数満了時（16年）としており、割引率は0.896%を適用しております。

## （3）当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

期首残高(注)	54,489千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	488千円
期末残高	54,977千円

(注) 当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる期首時点における残高であります。

## （持分法損益等）

第24期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）  
該当事項はありません。

第25期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）  
該当事項はありません。

## （賃貸等不動産関係）

第24期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）  
該当事項はありません。

第25期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）  
該当事項はありません。

## （セグメント情報等）

## [セグメント情報]

第24期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

第25期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

第25期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 （運用業務）	投資信託 （販売業務）	投資顧問 （投資一任）	投資顧問 （投資助言）	合計
外部顧客への売上高	2,555,478	14,208	1,898,980	311,865	4,780,534

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高
年金積立金管理運用独立行政法人	621,584

## [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第25期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

第25期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

第25期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

## （追加情報）

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。



## （関連当事者情報）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000百万円	生命保険業	（被所有） 直接90%

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
投資顧問運用助言及び設備の賃借等 役員の兼任	運用受託報酬	31,784千円	未収運用受託報酬	35,828千円
	投資助言報酬	246,119千円	未収投資助言報酬	126,638千円
	事務所家賃	246,655千円	長期差入保証金	204,060千円

## 取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬および投資助言報酬については、契約に基づき報酬を算出しております。

事務所の家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。

（注1）上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## 親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000百万円	生命保険業	（被所有） 直接92.86%

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
資産運用サービスの提供、 当社投信商品の販売、設備の賃借 及び役員の兼任	運用受託報酬	35,471千円	未収運用受託報酬	9,887千円
	投資助言報酬	306,784千円	未収投資助言報酬	181,486千円
	支払手数料	112,478千円	未払手数料	43,228千円
	事務所家賃	234,107千円	前払家賃	19,655千円
			長期差入保証金	190,313千円

## 取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬および投資助言報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。

事務所家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。

（注1）上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## 親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

## （1株当たり情報）

	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり純資産額	498,680円02銭	1株当たり純資産額 462,010円97銭
1株当たり当期純利益	1,612円87銭	1株当たり当期純損失 25,796円30銭

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

## 1株当たり純資産額

	第24期 (平成22年3月31日現在)	第25期 (平成23年3月31日現在)
貸借対照表の純資産の部の合計金額(千円)	6,283,866	8,726,001
普通株式に係る純資産額(千円)	6,283,866	8,726,001
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数(株)	12,601	18,887
普通株式の自己株式数(株)	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	12,601	18,887

## 1株当たり当期純利益

	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
当期純利益又は当期純損失( ) (千円)	20,323	405,904
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株主に係る当期純利益又は当期純損失( ) (千円)	20,323	405,904
期中平均株式数(株)	12,601	15,735

## (重要な後発事象)

第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第25期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)												
<p>・安田投信投資顧問株式会社との合併について 当社と安田投信投資顧問株式会社は、平成22年6月10日付で、合併効力発生日を平成22年10月1日とする合併契約を締結しました。当該合併契約につきましては、平成22年6月25日開催の定時株主総会において承認を得ております。</p> <p>1. 合併の目的 資産運用業界は金融・経済危機を受けて、厳しい環境下にあり、資産運用会社は運用力のさらなる強化と経営効率のいっそうの向上を求められております。こうした環境を踏まえ、今後さらに多様化、高度化していくお客さまのニーズに的確に対応していくためには、両社が各々の独自性を伸ばしていくという従来の方角から、両社の持つ経営基盤、これまで培ってきた運用ノウハウを発展的に融合し、資産運用会社としての競争力を高めていく方向とすることが最善の道であると判断し、両社間で合併の合意に至りました。</p> <p>2. 合併する相手会社の名称 安田投信投資顧問株式会社</p> <p>3. 合併の方法、合併後の会社の名称 本合併にあたっては、当社を吸収合併存続会社とし、安田投信投資顧問株式会社を吸収合併消滅会社とします。 また、新会社の商号は、明治安田アセットマネジメント株式会社（英文名：Meiji Yasuda Asset Management Company Ltd.）とします。</p> <p>4. 合併比率等 (1) 合併比率 安田投信投資顧問株式会社の普通株式1株につき、当社の普通株式0.0543772株の割合をもって割当交付します。 (2) 合併により発行する株式の種類及び数 当社は、本合併に際して、普通株式6,286株を発行します。 (3) 資本金、資本準備金その他 本合併により増加する資本金および準備金等は、次のとおりです。 資本金 0円 資本準備金 0円 その他資本剰余金 会社計算規則第35条第2項の株主資本等変動額から前2号の合計額を控除した金額 利益準備金 0円 その他利益剰余金 0円</p> <p>5. 安田投信投資顧問株式会社の概要 (1) 事業内容 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業、投資助言・代理業および投資運用業 (2) 営業成績及び財産の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成21年3月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業収益</td> <td>2,820百万円</td> </tr> <tr> <td>当期純損失</td> <td>255百万円</td> </tr> <tr> <td>資産の額</td> <td>3,935百万円</td> </tr> <tr> <td>負債の額</td> <td>299百万円</td> </tr> <tr> <td>純資産の額</td> <td>3,635百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>6. 合併効力発生日 平成22年10月1日</p>	区分	平成21年3月期	営業収益	2,820百万円	当期純損失	255百万円	資産の額	3,935百万円	負債の額	299百万円	純資産の額	3,635百万円	
区分	平成21年3月期												
営業収益	2,820百万円												
当期純損失	255百万円												
資産の額	3,935百万円												
負債の額	299百万円												
純資産の額	3,635百万円												

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

平成22年10月1日付で、定款について次の変更を行いました。

- ・安田投信投資顧問株式会社と合併し、商号を明治安田アセットマネジメント株式会社に変更しました。
- ・公告方法の変更を行いました。（電子公告（ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う）に変更しました。）

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1)受託会社

（平成23年3月31日現在）

(A)名称	(B)資本金の額（百万円）	(C)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2)販売会社

（平成23年3月31日現在）

(A)名称	(B)資本金の額（百万円）	(C)事業の内容
信金中央金庫	490,998 <sup>1</sup>	全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の保管を図っています。
明治安田生命保険相互会社	460,000 <sup>2</sup>	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

1 信金中央金庫の資本金の額は「出資金」の額です。

2 明治安田生命保険相互会社の資本金の額は「基金」および「基金償却積立金」の合計額です。

### 2【関係業務の概要】

#### (1)受託会社

受託銀行として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡、その他付随する業務等を行います。なお、受託会社は、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

#### (2)販売会社

ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

### 3【資本関係】

#### (1)受託会社

該当事項はありません。

#### (2)販売会社

「販売会社」である明治安田生命保険相互会社は、委託会社の株主であり、その保有株は17,539株（持株比率92.86%）です。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

#### 1.名称、資本金の額及び事業の内容

- (A) 名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社  
 (B) 資本金の額 : 平成23年3月31日現在、10,000百万円  
 (C) 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

#### 2.関係業務の概要

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

#### 3.資本関係

該当ありません。

### 第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙に委託会社のロゴ・マーク、図案、キャッチ・コピー等を採用し、ファンドの形態等の記載をすることがあります。
- (2) 交付目論見書の表紙に、その使用開始日及び委託会社等の情報として、金融商品取引業者登録番号、設立年月日、委託会社の投資信託財産の合計純資産総額を掲載します。
- (3) 届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し、「1. ファンドの目的・特色」、「2. 投資リスク」、「4. 手続・手数料等」として、交付目論見書に記載します。
- (4) 交付目論見書に商品分類および属性区分の一覧表を掲載します。
- (5) 請求目論見書に約款を掲載し、届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (6) 届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の記載内容については、投資家の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して、交付目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用されるほかインターネットなどに掲載される場合があります。
- (8) 目論見書の別称として、次を用いることがあります。
  - 「投資信託説明書（目論見書）」
  - 「投資信託説明書（交付目論見書）」
  - 「投資信託説明書（請求目論見書）」
- (9) 交付目論見書に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年5月30日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森 公高  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 辻前 正紀  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田グローバルバランスオープンの平成22年4月13日から平成23年4月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田グローバルバランスオープンの平成23年4月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成23年6月27日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森 公高  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥村 始史  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辻前 正紀  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。



## 独立監査人の監査報告書

平成22年5月31日

MDAMアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 森 公高  
業務執行社員指定社員 公認会計士 辻前 正紀  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMDAMグローバルバランスオープンの平成21年4月11日から平成22年4月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MDAMグローバルバランスオープンの平成22年4月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

MDAMアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書\(前期\)へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

MDAMアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 森 公高

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 奥村 始史

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 辻前 正紀

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているMDAMアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MDAMアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象の「安田投信投資顧問株式会社との合併について」に記載されているとおり、会社と安田投信投資顧問株式会社は、平成22年6月10日付で、合併効力発生日を平成22年10月1日とする合併契約を締結している。当該合併契約については、平成22年6月25日開催の定時株主総会において承認を得ている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。